

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

## 〔省令〕

## 〔目次〕

- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（経済産業五一）

## 〔法規的告示〕

- 即席めんの日本農林規格の一部を改正する件（農林水産九九九）
- 手延べ干しめんについての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一〇〇〇）

- 人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格の一部を改正する件（同一〇〇一）
- 人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一〇〇二）

## 〔その他告示〕

- 歐州復興開発銀行を設立する協定の改正の効力発生に関する件（外務二三八）

○ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国国内閣との間の書簡の交換に関する件（同二三九）

○国際空港航空交通管制施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国国内閣との間の書簡の交換に関する件（同二四〇）

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国国内閣との間の書簡の交換に関する件（同二四一）

○ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国及びトルクメニスタンにおける中央アジアにおける災害リスク及び気候変動に対する都市強靭性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同二四二）

○カザフスタン共和国における統合的なダム管理システムを用いた洪水制御計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同二四三）

○宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六第一号の規定に基づく登録実務講習の登録の件（同四七七）

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一五四、一五五）

○道路に関する件（沖縄総合事務局二一、二二）

## 〔人事異動〕

## 内閣

## 〔叙位・叙勲〕

## 〔官庁報告〕

## 国家試験

第五十七回核燃料取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）

第六十七回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者（同）

○パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四六）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四七）

○保安林の指定をする件（農林水産一〇〇三、一〇一四）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四八）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四九）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五〇）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五一）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五二）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五三）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五四）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五五）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五六）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五七）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五八）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五九）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六〇）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六一）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六二）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六三）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六四）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六五）

官庁  
裁判所  
社会保険労務士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係  
特種清算、再生、所有者不明関係  
会社その他  
諸事項

裁判所  
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特種清算、再生、所有者不明関係  
会社その他  
諸事項

省

今

○經濟産業省令第五十一号  
中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十二条第九項及び中小企業支援法施行令（昭和三十九年法律第三十号）第十二条第一項の規定によるもの。

士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和七年六月二十五日  
経済産業大臣 武藤 容治  
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令  
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を  
次の表のように改正する。

(第二次試験)	(第二次試験)
改 正 後	改 正 前
(受験手続)	(受験手続)
2 ・ 3  (略)	2 ・ 3  (略)
<p><b>第四十二条</b> 第二次試験は、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例並びに助言に関する能力について、短答式又は論文式による筆記の方法により行う。</p> <p>(第二次試験受験の要件)</p> <p><b>第四十三条</b> 第二次試験は、当該試験の期日の属する年度又はその前年度に実施された第一次試験に合格した者に限り、受けることができる。</p>	<p><b>第四十二条</b> 第二次試験は、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例並びに助言に関する能力について、短答式又は論文式による筆記及び口述の方法により行う。</p> <p>(第二次試験受験の要件)</p> <p><b>第四十三条</b> 第二次試験は、当該試験の期日の属する年度又はその前年度に実施された第一次試験に合格した者に限り、受けることができる。(ただし、第二次試験のうち口述の方法により行うものは、当該第二次試験のうち筆記の方法により行うものにおいて経済産業大臣(指定試験機関(法第十二条第二項の指定試験機関をいう。以下同じ。)が試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあつては、指定試験機関。次条及び第四十六条において同じ。)が相当と認める成績を得た者について行うものとする。)</p>
<p><b>第四十四条</b> 試験を受けようとする者は、第一次試験については様式第九、第二次試験については様式第十による試験受験申込書を経済産業大臣(指定試験機関(法第十二条第二項の指定試験機関をいう。以下同</p>	<p><b>第四十四条</b> 試験を受けようとする者は、第一次試験については様式第九、第二次試験については様式第十による試験受験申込書を経済産業大臣に提出しなければならな</p>

この省令は、令和八年四月一日から施行する  
附 則

法規的告示

○農林水産省告示第九百九十九号

**第四十二条** 第二次試験は、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例並びに助言に関する能力について、短答式又は論文式による筆記の方法により行う。  
(第二次試験受験の要件)  
**第四十三条** 第二次試験は、当該試験の期日の属する年度又はその前年度に実施された第一次試験に合格した者に限り、受けることができる。

**第四十二条** 第一次試験は、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例並びに助言に関する能力について、短答式又は論文式による筆記及び口述の方法により行う。

(第二次試験受験の要件)

**第四十三条** 第二次試験は、当該試験の期日の属する年度又はその前年度に実施された第一次試験に合格した者に限り、受けることができる。ただし、第二次試験のうち口

# 法規的告示

○農林水産省告示第千一号  
日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格（令和元年農林水産省告示第七百九十八号）（JAS ○〇一二）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年七月二十五日から施行する。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣 小泉進次郎

一次試験については様式第九、第二次試験については様式第十による試験受験申込書を経済産業大臣（指定試験機関）法第十二条第二項の指定試験機関をいう。以下同

一次試験については様式第九、第一次試験については様式第十による試験受験申込書を経済産業大臣に提出しなければならない。

農林水産大臣 小泉進次郎  
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。)

令和七年六月二十五日

**第四十五条** 法第十二条第五項に規定する受験手数料の額は、第一次試験については一  
万七千二百円、第二次試験については一万  
五千百円とする。  
（略）

**第四十五条** 法第十二条第五項に規定する受験手数料の額は、第一次試験については一万四千五百円、第二次試験については七千八百円とする。

その他告示

- 日本国政府は、令和五年五月十八日に欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の承認した「欧州復興開発銀行を設立する協定の改正」の規定に従い、同改正の効力を生じる。同年七月二十二日に効力を生ずる。うち第十二条の改正については、令和七年六月二十六日に効力を生じ、第一条の改正については、令和七年三月二十六日付け及び同年四月二十二日付け欧州復興開発銀行通報）

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理  
國務大臣 阿部 俊子

○外務省告示第二百三十九号

令和六年八月一日にビシュケクで、ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国ととの間に行われた。

この交換公文は、令和六年十二月二十三日に効力を生じた。

1 協力の目的及び内容 ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画を実施するためには必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 十五億円

3 贈与の供与期限 令和十三年四月三十日

署名者

4 日本側 合田秀樹在キルギス大使  
キルギス側 アルマズ・バケタエフ財務大臣  
令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理  
國務大臣 阿部 俊子

○外務省告示第二百四十号

令和六年八月一日にビシュケクで、国際空港航空交通管制施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国ととの間に行われた。

この交換公文は、令和六年十二月二十三日に効力を生じた。

1 協力の目的及び内容 国際空港航空交通管制施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 二十一億五千三百万円

4	3	贈与の供与期限	令和十三年十二月三十一日
日本	側	合田秀樹在キルギス大使 キルギス側 アルマズ・バケタエフ財務大臣 令和七年六月二十五日	署名者 外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
2	2	外務省告示第二百四十一号 令和六年八月一日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
3	3	この交換公文は、令和六年十二月二十三日に効力を生じた。 令和六年八月一日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。	署名者 外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
1	1	協力の目的及び内容 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するため必要な役務の購入	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
2	2	贈与の限度額 贈与の供与期限 令和十四年十二月三十一日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
3	3	贈与の供与期限 令和七年六月二十五日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
4	4	署名者 日本 側 合田秀樹在キルギス大使 キルギス側 アルマズ・バケタエフ財務大臣 令和七年六月二十五日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
○外務省告示第二百四十二号 令和六年九月十一日にアスタナで、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和國、タジキスタン共和国及びトルクメニスタンにおける中央アジアにおける災害リスク及び気候変動に対する都市強靱性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子		
1	1	協力の目的及び内容 協力の目的及び内容 マンマンで、マアン県における給水監視制御システム導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシエミット王国政府との間に行われた。	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
2	2	贈与の限度額 贈与の供与期限 令和七年二月二十三日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
3	3	贈与の供与期限 令和九年五月三十一日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
4	4	署名者 日本 側 浅利秀樹在ヨルダン大使 ヨルダン側 ゼイナ・トーカーン計画・国際協力大臣 令和七年六月二十五日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
○外務省告示第二百四十五号 令和七年六月二十五日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子		
1	1	協力の目的及び内容 協力の目的及び内容 中央アジアにおける災害リスク及び気候変動に対する都市強靱性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
2	2	贈与額 七億七千三百万円	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
3	3	署名者 日本 側 山田淳在カザフスタン大使 カザフスタン事務所代表 令和七年六月二十五日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
○外務省告示第二百四十六号 令和七年五月十四日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子		
1	1	協力の目的及び内容 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
2	2	贈与額 三億二百万円	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
3	3	署名者 日本 側 飯島泰雅在カザフスタン大使 カザフスタン事務所代表 令和七年六月二十五日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
○外務省告示第二百四十四号 令和七年二月二十三日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子		
1	1	協力の目的及び内容 協力の目的及び内容 マンマンで、マアン県における給水監視制御システム導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
2	2	贈与の限度額 贈与の供与期限 令和九年五月三十一日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
3	3	贈与の供与期限 令和九年五月三十一日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
4	4	署名者 日本 側 赤松秀一在パキスタン大使 パキスタン側 カジム・ニアズ経済省次官 令和七年六月二十五日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
○外務省告示第二百四十七号 令和七年五月二十八日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子		
1	1	協力の目的及び内容 協力の目的及び内容 タイズ県における持続的な教育サービスの提供を通じた不就学児童及び就学児童のための学習効果向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
2	2	贈与額 五億三千百万円	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子
3	3	署名者 日本 側 山田重周在マダガスカル臨時代理大使 マダガスカル側 ラヌルアリス・マリー・マルセリヌ技術・職業教育大臣 令和九年六月三十日	外務大臣臨時代理 國務大臣 阿部 俊子

令和7年6月25日 水曜日

## 二 指定の目的 水源の涵養 三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期階以上とのものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村が主導して伐採する場合、

二 指定の目的 土砂の流出の防備  
三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、択伐によ  
る。  
城川町高野子六〇九・六一一の一・六一  
四・六一六・六三〇から六三二まで (以上  
七筆について次の図に示す部分に限る。)

潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

一 保安林の所在場所  
田口一二一、口四八八  
九〇の一、口四九二の  
九三の一、口四九三の  
の一、口五〇一の一、  
二、口二三〇二、

○農林水産省告示第十四号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和七年六月二十五日

(一) 立木の伐採の方法	農林水産大臣 小泉進次郎 一 保林の所在場所 鹿児島県曾於市大隅町 二 野字有村二一七七の二、二一九二 三 指定の目的 土砂の崩壊の防備 二 指定施業要件
--------------	---

（島根県内及で官ガ市役所に併シ重して絶賛に供する。）

(二) 3 は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) は、次のとおりとする。  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
及び樹種 次とのとおりとする。  
(次とのとおり) は、省略し、その関係書類を島  
根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供す  
る。)

(二) 3 伐木に係る森林は、次のとおりとする。  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
及び樹種 次のとおりとする。  
(次とおり)は、省略し、その関係書類を  
重県庁及び大紀町役場に備え置いて総覽に供す  
る。

木林の栽培と育成、又は森林登録其の如きのものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
及び樹種 次のとおりとする。  
(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を鹿児島市役所に備え置いて從違と共に持する。

一 保安林の所在場所 新潟県東蒲原郡阿賀町東山字下ノ浦七九八、七九九、三三四四九、三二五  
一、三三五二の一、三三五三の一、三三五四の  
一、三三五五の一、字十二ノ平甲一二四六の一、  
字十二ノ平三三九六の一

(一) 指定樹種要件

立木の伐採の方法

2 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができます立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

開成二十九年寺町の場合は立木に係るもの

の指定をする。  
令和七年六月二十五日

二 指定の目的 水源の涵養

(一) 指定施業要件

三 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

備え置いて総覽に供する)  
○農林水産省告示第十九号  
森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和七年六月二十五日

○農林水産省告示第十三号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和七年六月二十五日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 島根県江津市浅利町六五  
五、五六六の一、六五六の二、一七四一の三、  
一七四二の三、一七四二の八、一七四三の三、  
一七八八の一、一七五三の一、一七五四、一七

二 指定の目的 水源の涵養

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期待する結果及び樹種 次とのおりとする。  
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を自ら根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覽に供する。)

○農林水産省告示第十五号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣 小泉進次郎

○農林水産省告示第十七号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定をする。  
令和七年六月二十五日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 鹿児島県曾於市大隅町大  
谷字野谷一六〇一の二、一六〇八、一六一〇の  
一、一六一三の二、字觀音迫段一六二八の二、  
一六三〇の二、一六三七の一、一六四〇、一六  
四三の一、字屋敷ヶ迫一六七八の一、一六八〇  
四六の一、字木下の一、一六八〇

—

二 保安林の所在場所  
新潟県南魚沼市山崎一四二から一五六まで、一四五の子、一五五の子、一七〇、一七一、一七三、一七五、一七六、一七九から一八二まで、一八四、二五九の子、二七三の辰

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方針

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 福岡県飯塚市明星寺字河内八四七の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字河内八四七の一(次の図に示す部分に限る)。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千十二号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

一 保安林の所在場所 福岡県筑紫野市大字山口  
二一六七の二、二一七七の一、二一八四の二、  
二一八四の三、二一八八の二、二一九〇の一、  
二一九〇の二、二一九三、二二〇一の一、二二〇一の三

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、抾伐による。  
大字山口二一八四の二・二一八四の三・  
二一九〇の一・二一九〇の二・二一九三・  
二二〇一の三（以上六筆について次の図に  
示す部分に限る）、二一八八の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐  
採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
及び樹種 次のとおりとする。  
(次の図) 及び「(次のとおり)」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所  
に備え置いて総覽に供する。)

○農林水産省告示第千十三号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 保安林の所在場所 秋田県横手市雄物川町大  
沢字坂ノ下四九の一、五二の三

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

農林水産大臣 小泉進次郎  
農林水産大臣 小泉進次郎  
福岡県筑紫野市大字山口  
福岡県筑紫野市大字山口  
大字山口二一八四の二・二一八四の三・  
二一九〇の一・二一九〇の二・二一九三・  
二二〇一の三（以上六筆について次の図に  
示す部分に限る）、二一八八の二

十二	宇和島信用金庫	愛媛県宇和島市本町追手二丁目八番二十一号
十三	青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川二百七番一
十四	相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町六十九番地
十五	江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目六番八号
十六	青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目十二番二号
十七	中央信用組合	大阪府大阪市福島区野田一丁目一番八十六号大阪市中央卸売市場本場内
十八	土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲二千百三十七番地一

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、令和七年七月一日から同年十二月三十一日までとする。

西武鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請事案（事業番号令七第四〇〇一号）については、令和七年六月十日付け国運審第七号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があつたので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

○国土交通省告示第四百七十七号  
宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十一号）第十三条の十六第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第十三条の三十二第一号の規定により公示する。

一	二	三	四	五	六	七	八
登録年月日	令和七年六月六日	（二）第三十一号	登録番号	（一）	登録実務講習実施機関の氏名又は名称	オンライン宅建学校	住所
					福岡県福岡市南区長丘一丁目十番二十号	福岡県福岡市南区長丘一丁目十番二十号	登録実務講習事務を行う事務所の名称
					オンライン宅建学校	福岡県福岡市南区長丘一丁目十番二十号	登録実務講習事務を行う事務所の所在地
○防衛省告示第百五十四号	登録実務講習事務の開始年月日	令和七年十二月二日	海上における射撃訓練を次のとおり実施する。	令和七年六月二十五日	と(ヶ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ヶ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八		

時 日 区 域 令和七年六月三十日(予備、同年七月一日の〇六〇〇から一七〇〇まで)  
野島崎南方の次に(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度一五二四〇メートル以下、(ウ)と(ケ)を結んだ線から北側で(イ)北緯三四度三五分一秒 東経一四〇度一六分四八秒  
北緯三四度一八分二三秒 東経一四〇度三三分〇六秒  
北緯三四度〇八分一八秒 東経一四〇度四六分五一秒  
北緯三四度〇一分五九秒 東経一四〇度五七分〇一秒

言語因  
り

一 実施中は、実施艦に  
する。  
三 前記区域の各点の経  
地系の数値である。

(一) その関係図面は、令和七年六月  
令和七年六月二十五日  
道路の種類 一般国道  
規定に基づき告示する

(三) 道路の区域  
区

	(一) 区域の道路	(二) 種類の道路	(三) 一般国道
五〇番五〇まで	西原五〇番七一か	見豊	五〇番五〇
図面総覽場所	沖縄総合事務	城市	五〇番五〇
(四)		字与根西原五〇番七一か	五〇番五〇

実施艦	日 時	防衛大臣	中谷 元
自衛艦十隻	令和七年六月三十日（予備、同年七月一日）の〇六〇〇から一七〇〇まで	八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を	中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下の間
○九秒	五〇秒	六秒	四八秒
○一秒	二秒	二秒	一秒
○九秒	四七秒	九秒	一四秒
実施艦	区域	日 時	○防衛省告示第百五十五号
自衛艦十隻	海上における射撃訓練を次のとおり実施する。	令和七年六月二十五日	七秒

射撃海面に船舶確認しながら実

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。  
三 前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

二月二十五日から一週間一般の縦覧に供する。  
沖縄総合事務局長 三浦健太郎

	間	後別	変更前	敷地の幅員	長
若狭一丁目二六番		前	一九・七〇	メートル	一九・四〇
局及び同局南部国道事務所	後	二六・七五	メートル	二二・九四〇	二二・九四〇
		一九・七〇	メートル	二二・九四〇	二二・九四〇
たので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の 月二十五日から一週間一般の縦覧に供する。		二六・七五	メートル	二二・九四〇	二二・九四〇

間	變更前	後別	敷地の幅員	延長
局及び同局南部国道事務所	後前	八八九一	四四八八九一	メートル
		一五〇二六八	一五〇二六八	キロメートル
		〇〇一・一二九	〇〇一・一二九	

人事異動

37	常少 亮太	38	菅谷 直人
43	多田 裕太	44	丹保 雅喜
47	土持 亮太	48	富樫 昂太
51	永利 修平	55	花岡 剛史
63	山本 健士	66	石本 紘一朗
68	植田 啓司	69	越前 貴之
70	河瀬健太郎	74	松浦 優也
75	森 裕樹	76	若山 雄太
77	渡辺 真次	78	渡邊 隆也

**第67回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者**

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第6条の規定に基づき、第67回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

令和7年6月25日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
6	石井 照央	21	門柳 悠太
22	河端 恒介	29	齊藤 肇
33	柴田 将弥	35	常少 亮太
36	杉岡 雄仁	45	竹内 陽香
49	中崎 友哉	61	長谷川和也
66	原 健太郎	67	板東 謙一
69	平原 大輔	70	福田 一仁
77	松本 英朗	84	山崎 浩一
94	阿部 佑馬	95	石本 紘一朗
96	井上 貴公	97	植田 啓司
98	越前 貴之	99	河瀬健太郎
100	隈元 大輝	102	庄司 大将
103	菅原 直也	104	高橋 恵介
105	松浦 優也	106	森 裕樹
107	若山 雄太	108	渡辺 真次
109	渡邊 隆也		

**総 事 報****社会保険労務士懲戒処分公告**

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の3の規定に基づき、令和7年6月5日から3か月の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の5の規定に基づき、公告する。

令和7年6月25日

厚生労働大臣 福岡 資麿

記  
社会保険労務士 長尾 政史  
事務所の名称 長尾政史社会保険労務士事務所  
事務所の所在地 福島県郡山市富田町東5-148  
トミタプラザ105  
社会保険労務士登録番号 第07090006号  
懲戒処分の対象となった行為 社会保険労務士法第25条の3に定める懲戒処分理由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に該当する行為を行ったこと

**建設業の許可の取消処分の公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月25日

東北地方整備局長 西村 拓

- 1 処分をした年月日 令和7年5月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 東日本エンジニアリング株式会社 荒木 友宏 山形県山形市流通センター2-10-5 國土交通大臣許可（般一04）第20060号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（土木一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 令和7年5月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

令和7年（家）第80134号

埼玉県川口市芝6990-74

申立人 南浦和クイーンコーポD棟管理組合  
本籍地神奈川県相模原市南区相模大野6丁目24番、最後の住所埼玉県川口市大字芝6990番地の74南浦和クイーンコーポD号棟506号、死

亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日推定令和2年9月2日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和34年12月3日、職業不明  
被相続人 亡 犬田 龍也  
事務所埼玉県久喜市本町5-13-17 ダイワビル久喜本町2階B号室 東彩法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 立石 有作  
催告期間満了日 令和8年1月16日  
さいたま家庭裁判所

令和7年（家）第235号

埼玉県草加市高砂1丁目1番1号

申立人 草加市

本籍地埼玉県草加市中根3丁目15番、最後の住所埼玉県草加市中根3丁目15番14号、死亡の場所埼玉県草加市、死亡年月日令和6年10月17日、出生の場所千葉県松戸市、出生年月日昭和49年10月16日、職業不明  
被相続人 亡 松川 武郎  
事務所埼玉県越谷市南越谷1丁目16番地12新越谷第一生命ビルディング5階弁護士法人江原総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 黒澤 洋介

催告期間満了日 令和8年1月15日  
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年（家）第174号

埼玉県深谷市上野台2796番地22

申立人 野崎 弘子

本籍地神奈川県横浜市中区日ノ出町1丁目15番地、最後の住所埼玉県児玉郡神川町大字植竹695番地9、死亡の場所埼玉県児玉郡神川町、死亡年月日推定令和3年9月21日から30日までの間、出生の場所神奈川県横浜市磯子区、出生年月日昭和38年2月20日、職業無職  
被相続人 亡 野崎 鑑

事務所埼玉県本庄市早稲田の杜4丁目9番6号 早稲田の杜法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 金子 直樹

催告期間満了日 令和8年1月23日  
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年（家）第30129号

千葉市中央区中央3丁目9番13号

申立人 N P O 法人成年後見なのはな

本籍地大阪府大阪市中央区難波千日前1511番地、最後の住所千葉市若葉区小倉町1763番地13オアゾ桜木、死亡の場所千葉市若葉区、死亡年月日令和7年1月7日、出生の場所大阪府大阪市浪速区、出生年月日昭和7年7月16日、職業無職  
被相続人 亡 榎本恵美子  
事務所千葉市中央区中央3丁目15番6号やまちようビル9階弁護士法人山本総合法律事務所

令和7年（家）第7027号

千葉県香取市佐原口2127番地

申立人 香取市長 伊藤 友則

本籍地千葉県旭市新町32番地2、最後の住所千葉県旭市新町32番地2、死亡の場所千葉県旭市、死亡年月日平成26年8月28日、出生の場所千葉県匝瑳郡共和村、出生年月日昭和13年4月15日、職業不明  
被相続人 亡 粟飯原三郎  
事務所千葉県旭市二の236番地1 ホテルサンモール2階 弁護士法人九十九里旭法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上原 広嗣

催告期間満了日 令和8年2月4日  
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年（家）第70455号

東京都府中市押立町3丁目31番6号エクストール武蔵野台312  
申立人 小松 智子

本籍地東京都大田区南蒲田3丁目11番、最後の住所東京都大田区南蒲田3丁目11番8号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和5年7月12日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和27年2月26日、職業会社員  
被相続人 亡 五百井 徹  
事務所東京都文京区関口1-44-5 杉山ビル202号室 奥田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 奥田 大介

催告期間満了日 令和8年2月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第70651号**  
東京都西東京市東伏見5丁目9番5号  
申立人 山崎 政俊  
本籍東京都豊島区南池袋3丁目560番地、最後の住所東京都新宿区下落合2丁目19番27号アライブ目白、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和6年11月15日、出生の場所北豊島郡高田町、出生年月日大正14年11月25日、職業無職  
被相続人 亡 小堺 美枝  
事務所東京都千代田区神田淡路町1丁目3番1号トーハン淡路町ビル901 やまうえ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山上 俊夫  
催告期間満了日 令和8年2月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第70803号**  
東京都世田谷区池尻4丁目27番32-413号  
申立人 古谷 民代  
本籍東京都渋谷区恵比寿西2丁目13番地、最後の住所東京都世田谷区池尻4丁目27番32-413号、死亡の場所神奈川県相模原市南区、死亡年月日令和7年3月14日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和47年2月28日、職業無職  
被相続人 亡 古谷 雅宏  
事務所東京都港区赤坂4丁目7番15号陽栄光和ビル5階 光和総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 奥原 玲子  
催告期間満了日 令和8年2月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第70809号**  
東京都新宿区四谷4-28-15慶和ビル2階  
申立人 伊藤 修一  
本籍東京都大田区久が原4丁目855番地、最後の住所東京都江戸川区中央3丁目5番2号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和6年9月22日、出生の場所東京日本橋区、出生年月日昭和16年11月23日、職業無職  
被相続人 亡 富田 尚子  
事務所東京都渋谷区桜丘町17-6 渋谷協栄ビル7階桜丘法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 亀井 真紀  
催告期間満了日 令和8年2月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第70895号**  
東京都中央区勝どき2丁目8番12号  
申立人 中銀インテグレーション株式会社  
本籍東京都練馬区向山3丁目1526番地、最後の住所東京都世田谷区成城6丁目29番8号ファインコート成城102、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和2年11月8日、出生の場所新潟県南蒲原郡見附町、出生年月日昭和22年12月5日、職業不明  
被相続人 亡 田井 信市  
事務所東京都中央区築地1丁目12番22号コンワビル13階 東京晴和法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 藤本 正保  
催告期間満了日 令和8年2月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第70992号**  
東京都港区虎ノ門3丁目3番3号虎ノ門南ビル7階  
申立人 桶口 讓  
本籍東京都杉並区方南2丁目21番、最後の住所東京都杉並区方南2丁目21番3号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和7年4月17日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和25年5月4日、職業不動産賃貸業  
被相続人 亡 岩田 美子  
事務所東京都港区虎ノ門3丁目10番4-810号山口雅主法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山口 雅主  
催告期間満了日 令和8年2月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第40367号**  
川崎市川崎区日進町1番地66  
申立人 川崎市信用保証協会  
本籍神奈川県横浜市都筑区川和台25番、最後の住所横浜市都筑区川和台25番5号、死亡の場所神奈川県三浦市、死亡年月日令和6年5月24日、出生の場所神奈川県横浜市保土ヶ谷区、出生年月日昭和49年11月18日、職業不明  
被相続人 亡 吉田 珠理  
事務所横浜市中区真砂町4-43木下商事ビル8階  
相続財産清算人 弁護士 中野 智仁  
催告期間満了日 令和8年2月13日  
横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第40369号**  
東京都台東区北上野2丁目6番12号  
申立人 株式会社ユニバーサルコーポレーション  
本籍福井県福井市高木町3号9番地、最後の住所横浜市泉区津田町1500番地の2ルネ戸塚弥生台415号、死亡の場所神奈川県横浜市泉区、死亡年月日令和6年9月19日、出生の場所福井県吉田郡中藤島村、出生年月日昭和26年12月14日、職業不明  
被相続人 亡 浅田 乾二  
事務所横浜市戸塚区戸塚町121番地 大川原ビル4階  
相続財産清算人 弁護士 小豆澤史絵  
催告期間満了日 令和8年2月13日  
横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第40373号**  
神奈川県藤沢市辻堂1丁目3番13号江戸惣ビル5階  
申立人 司法書士法人シーガル法務事務所  
本籍神奈川県茅ヶ崎市赤羽根1242番地7、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市赤羽根1242番地7、死亡の場所神奈川県茅ヶ崎市、死亡年月日令和6年12月6日、出生の場所岩手県下閉伊郡岩泉町、出生年月日昭和31年6月13日、職業無職  
被相続人 亡 佐藤 友哉  
事務所横浜市中区住吉町1-2スカーフ会館5階  
相続財産清算人 弁護士 桑原 康孝  
催告期間満了日 令和8年2月13日  
横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第40378号**  
横浜市保土ヶ谷区宮田町1丁目14番地の4  
申立人 鎌田 幸一  
本籍神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町1丁目30番地7、最後の住所横浜市保土ヶ谷区宮田町1丁目14番地4、死亡の場所神奈川県横浜市瀬谷区、死亡年月日令和5年12月29日、出生の場所神奈川県横浜市保土ヶ谷区、出生年月日昭和22年8月12日、職業不明  
被相続人 亡 鎌田 秋子  
事務所横浜市中区本町4-43 A-P L A C E馬車道3階  
相続財産清算人 弁護士 藤田 章弘  
催告期間満了日 令和8年2月13日  
横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第40385号**  
横浜市保土ヶ谷区西谷3丁目24番28号101号室  
申立人 東 泰々子  
本籍東京都国分寺市高木町1丁目23番地18、最後の住所横浜市南区中村町5丁目316番地1特別養護老人ホームリバーサイドフェニックス、死亡の場所神奈川県横浜市港南区、死亡年月日令和7年3月4日、出生の場所秋田県能代市、出生年月日昭和32年6月11日、職業無職  
被相続人 亡 関根 治  
事務所横浜市中区日本大通11横浜情報文化センター11階  
相続財産清算人 弁護士 渡部 英明  
催告期間満了日 令和8年2月13日  
横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第40435号**  
神奈川県横浜市南区庚台39番地  
申立人 小倉 建次  
本籍神奈川県横浜市南区前里町4丁目102番地、最後の住所横浜市西区霞ヶ丘67番地の1、死亡の場所神奈川県横浜市西区、死亡年月日推定令和7年2月21日から28日までの間、出生の場所神奈川県横浜市南区、出生年月日昭和26年5月19日、職業個人事業主  
被相続人 亡 小倉 有一  
事務所横浜市中区海岸通4丁目23番地マリンビル5階  
相続財産清算人 弁護士 伊澤 一美  
催告期間満了日 令和8年2月13日  
横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第40439号**  
神奈川県横浜市旭区万騎が原44番地  
申立人 吉村 めい  
本籍神奈川県横浜市中区山下町81番地、最後の住所横浜市港南区芹が谷1丁目11番1-303号、死亡の場所神奈川県横浜市港南区、死亡年月日推定令和6年5月末、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和33年1月2日、職業不明  
被相続人 亡 内匠 淑美  
事務所横浜市中区尾上町3丁目35番地L I S T EAST BLD. 7階  
相続財産清算人 弁護士 三瀬 修一  
催告期間満了日 令和8年2月13日  
横浜家庭裁判所

## 令和7年(家)第7080号

横浜市鶴見区下末吉4丁目10番1号  
申立人 一般社団法人神奈川健康生きがいづくりアドバイザーアクセス会  
本籍神奈川県川崎市川崎区小田6丁目114番地、最後の住所川崎市幸区下平間214番地1  
フローリング下平間 2-1010、死亡の場所神奈川県川崎市幸区、死亡年月日令和7年2月17日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和36年11月18日、職業無職  
被相続人 亡 木村 陽子

川崎市川崎区宮本町6番地1 高木ビル202号室 高木亮二法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高木 亮二  
催告期間満了日 令和8年1月20日  
横浜家庭裁判所川崎支部

## 令和7年(家)第3135号

東京都板橋区板橋4丁目2番4号  
申立人 三和不動産株式会社  
本籍長野県諏訪市岡村1丁目9786番地、最後の住所神奈川県小田原市城山1丁目14番29号、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日令和6年10月1日、出生の場所神奈川県小田原市、出生年月日昭和16年7月1日、職業不動産賃貸業  
被相続人 亡 上原 宏平  
事務所神奈川県小田原市栄町1丁目14番48号 ジャンボーナックビル710 田中・宇佐美・石井法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 石井 宏明  
催告期間満了日 令和8年1月16日  
横浜家庭裁判所小田原支部

## 令和7年(家)第15033号

新潟県長岡市川崎4丁目301番地4  
申立人 永橋 和彦  
本籍新潟県長岡市栄町2丁目178番地甲、最後の住所新潟県長岡市栄町2丁目5番66号、死亡の場所新潟県三条市、死亡年月日令和6年8月12日、出生の場所朝鮮咸鏡南道文川郡郡内面、出生年月日昭和2年6月17日、職業無職  
被相続人 亡 永橋 孝子  
事務所新潟県長岡市今朝白3丁目3番1号黒田特許法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 黒田 隆史  
催告期間満了日 令和8年1月15日  
新潟家庭裁判所長岡支部

## 令和7年(家)第40026号

長野県長野市大字南長野県597番地5  
申立人 長野県信用保証協会  
本籍長野県松本市浅間温泉1丁目387番地、最後の住所長野県松本市寿北5丁目19番9号、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日令和6年4月5日、出生の場所長野県松本市、出生年月日昭和39年4月6日、職業不明  
被相続人 亡 荒井 英樹  
事務所長野県松本市中央3-3-16松本蔵の街ビル401福田雅春法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 豊森 裕太  
催告期間満了日 令和8年1月13日  
長野家庭裁判所松本支部

## 令和7年(家)第7214号

名古屋市中区錦1-7-3 熊澤産業ビル2階平田法律商標事務所  
申立人 亡長野汐里相続財産管理人 平田 健人  
本籍三重県松阪市飯高町宮前1130番地、最後の住所名古屋市中区大須3丁目14-55ネオハイツ大須1407号(住民票上の住所名古屋市中区の内3丁目15番7号-2第23プロスパー丸の内302号)、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日令和5年12月26日、出生の場所三重県度会郡御薗村、出生年月日平成5年7月4日、職業会社員  
被相続人 亡 長野 汐里  
事務所名古屋市中区錦1-7-3 熊澤産業ビル2階 平田法律商標事務所  
相続財産清算人 弁護士 平田 健人  
催告期間満了日 令和8年2月3日  
名古屋家庭裁判所

## 令和7年(家)第7252号

愛知県瀬戸市西本町1丁目31番地  
申立人 金林基正こと 金 基正  
本籍愛知県瀬戸市西本町1丁目31番地、最後の住所愛知県瀬戸市矢形町186番地 かざぐるま山口、死亡の場所愛知県瀬戸市、死亡年月日令和5年1月7日、出生の場所愛知県東春日井郡瀬戸町、出生年月日昭和4年7月10日、職業無職  
被相続人 亡 加藤 幸三  
事務所愛知県尾張旭市大塚町1-14-28 菊田法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 加藤 あい  
催告期間満了日 令和8年2月3日  
名古屋家庭裁判所

## 令和7年(家)第7292号

埼玉県北本市中央1丁目43番地1 北本駅前ダイヤモンドマンション502  
申立人 石井 隆夫  
本籍名古屋市天白区大根町337番地1、最後の住所名古屋市天白区大根町337番地の1、死亡の場所名古屋市天白区、死亡年月日令和7年3月5日頃、出生の場所名古屋市昭和区、出生年月日昭和43年8月31日、職業無職  
被相続人 亡 石井 康弘  
事務所名古屋市中区丸の内3丁目21番23号 宇佐美丸の内ビル2階 坪内・高井法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 今津 裕武  
催告期間満了日 令和8年2月4日  
名古屋家庭裁判所

## 令和7年(家)第1041号

愛知県常滑市原松町3丁目13番地  
申立人 共生不動産知多南株式会社  
本籍愛知県半田市中村町1丁目45番地、最後の住所愛知県半田市有楽町2丁目221番地の2 ふらっとスペース・ならわ2308号室、死亡の場所愛知県半田市、死亡年月日令和6年5月19日、出生の場所愛知県半田市、出生年月日昭和20年12月19日、職業不明  
被相続人 亡 竹内須美江  
名古屋市東区葵3丁目24番2号 第5オ一シャンビル7階 弁護士法人乾法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 乾 亮平  
催告期間満了日 令和8年1月13日  
名古屋家庭裁判所半田支部

## 令和7年(家)第864号

京都市東山区東大路松原上る5丁目月見町17番地 フィクトワール東山401号  
申立人 杉田 茂  
本籍京都市中京区西木屋町通四条上る紙屋町373番地、最後の住所京都市伏見区淀美豆町1055番地 特別養護老人ホーム淀の里、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和7年3月5日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和22年12月19日、職業無職  
被相続人 亡 佐藤 健一  
事務所京都市中京区錦小路烏丸西入占出山町308 ヤマチュウビル5階 あかとき法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 松溪 康  
催告期間満了日 令和8年1月16日  
京都家庭裁判所

## 令和7年(家)第80474号

大阪府大阪市中央区東平2丁目5番7号 上六ビル701  
申立人 山内 勇輝  
本籍大阪府八尾市春日町4丁目5番、最後の住所大阪府八尾市竹渕1丁目205番地の3善幸苑竹渕、死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日令和7年2月4日、出生の場所兵庫県赤穂郡赤穂町、出生年月日昭和22年8月3日、職業無職  
被相続人 亡 塩田 優  
大阪市都島区片町2-2-48 11階  
相続財産清算人 弁護士 片山 直弥  
催告期間満了日 令和8年2月12日  
大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第80510号

大阪府大阪市城東区新喜多東1丁目10-22  
申立人 四季彩都くすのき館管理組合  
本籍奈良県生駒市藤尾町170番地、最後の住所大阪府大阪市城東区新喜多東1丁目10番22-307号 藤岡方、死亡の場所大阪府大阪市城東区、死亡年月日推定令和6年4月、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和30年12月27日、職業不明  
被相続人 亡 西田 一雄  
大阪市北区西天満4丁目8番2号北ビル本館4階  
相続財産清算人 弁護士 岡村 英祐  
催告期間満了日 令和8年2月12日  
大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第80571号

大阪市旭区新森5丁目6番3号  
申立人 岡本與志雄  
本籍大阪府大阪市城東区成育4丁目11番、最後の住所大阪市旭区新森1丁目7番1-901号、死亡の場所大阪府大阪市平野区、死亡年月日令和6年6月7日、出生の場所大阪府大阪市港区、出生年月日昭和3年5月11日、職業無職  
被相続人 亡 山本太一郎  
大阪市北区西天満3丁目13-18 島根ビル3階  
相続財産清算人 弁護士 西村 美紀  
催告期間満了日 令和8年2月12日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第80625号**  
兵庫県宝塚市中山五月台5丁目2番13-504号  
申立人 岡村圭一郎  
本籍兵庫県神戸市長田区房王寺町7丁目12番、最後の住所大阪府大阪市旭区大宮2丁目17番8号千林苑、死亡の場所大阪府大阪市都島区、死亡年月日令和7年2月21日、出生の場所兵庫県神戸市兵庫区、出生年月日昭和39年10月23日、職業無職  
被相続人 亡 橋本 英夫  
大阪府大阪市北区西天満4丁目3番25号梅田プラザビル別館2階  
相続財産清算人 弁護士 渋谷 有可  
催告期間満了日 令和8年2月12日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第2024号**  
沖縄県豊見城市字豊崎1番地2ミオビエント豊崎1002号  
申立人 運天由美子  
本籍大阪府八尾市桂町1丁目23番地、最後の住所大阪府和泉市箕面町904番地、死亡の場所大阪府和泉市、死亡年月日平成16年8月11日、出生の場所沖縄県島尻郡佐敷村字小谷800番地、出生年月日昭和12年3月10日、職業不明  
被相続人 亡 城間 重信  
大阪市中央区高麗橋2丁目5番10号アイケイビル3階  
相続財産清算人 弁護士 密 克行  
催告期間満了日 令和8年2月4日  
大阪家庭裁判所岸和田支部

**令和7年(家)第80021号**  
佐賀市栄町1番1号  
申立人 佐賀市  
本籍佐賀県佐賀市六座町340番地、最後の住所佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1232番地10、死亡の場所佐賀県三養基郡みやき町、死亡年月日令和6年5月31日、出生の場所佐賀県三養基郡三川村、出生年月日昭和7年7月23日、職業不明  
被相続人 亡 庄野 智子  
事務所佐賀県鳥栖市秋葉町3丁目25番地3吉竹ビル201  
相続財産清算人 司法書士 久保山且也  
催告期間満了日 令和8年1月6日  
佐賀家庭裁判所

**令和7年(家)第15号**  
熊本県天草市五和町領2943番地  
申立人 社会福祉法人天草市社会福祉協議会  
本籍熊本県天草市五和町手野1丁目1941番地、最後の住所熊本県天草市五和町手野1丁目1941番地、死亡の場所熊本県天草市、死亡年月日令和7年1月12日、出生の場所熊本県天草郡、出生年月日昭和35年4月11日、職業無職  
被相続人 亡 福島たか子  
事務所熊本県天草市中村町6番12号  
相続財産清算人 司法書士 渡邊 弘樹  
催告期間満了日 令和8年1月6日  
熊本家庭裁判所天草支部

**令和7年(家)第90369号**  
東京都国分寺市西町3丁目8番地34  
申立人 渡邊 啓介  
本籍東京都中央区日本橋堀留町1丁目3番地7、最後の住所東京都八王子市宮下町178番地高月病院、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和7年3月14日、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和25年2月8日、職業無職  
被相続人 亡 中村 仁子  
事務所東京都港区西新橋2丁目18番1号弁護士ビル2号館405号室 西野・中山法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中山 素子  
催告期間満了日 令和8年1月13日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第40342号**  
横浜市戸塚区沢汲1丁目11番5-202号  
申立人 西川 英子  
本籍神奈川県鎌倉市腰越3丁目173番地、最後の住所神奈川県鎌倉市腰越3丁目22番17号、死亡の場所神奈川県鎌倉市、死亡年月日令和6年3月9日、出生の場所山形県南村山郡南沼原村、出生年月日昭和15年4月29日、職業無職  
被相続人 亡 岩田 弘美  
事務所横浜市中区住吉町1-2 スカーフ会館5階  
相続財産清算人 弁護士 桑原 康孝  
催告期間満了日 令和8年2月13日  
横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第2052号**  
滋賀県草津市笠山1丁目9-16  
申立人 清水 昭博  
本籍滋賀県草津市笠山1丁目9番、最後の住所滋賀県草津市笠山1丁目9番9-405号  
笠山清水マンション、死亡の場所滋賀県草津市、死亡年月日推定令和6年1月7日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和13年6月24日、職業不明  
被相続人 亡 武藏 三省  
滋賀県大津市中央3丁目2番1号 セザール大津森田ビル4階 大津中央法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 古山 力  
催告期間満了日 令和8年2月6日  
大津家庭裁判所

**令和7年(家)第40129号**  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
申立人 神戸市  
本籍神戸市垂水区神陵台1丁目1番地、最後の住所神戸市東灘区青木5丁目4番3号シャルマン青木307号、死亡の場所神戸市東灘区、死亡年月日令和4年10月14日頃、出生の場所兵庫県加西郡北條町、出生年月日昭和23年6月16日、職業会社員  
被相続人 亡 宝来 壽一  
神戸市中央区中町通2丁目3番2号 三共神戸ツインビル10階 神戸山手法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 津田 和之  
催告期間満了日 令和8年1月20日  
神戸家庭裁判所

**令和7年(家)第40157号**  
兵庫県西宮市青葉台2丁目18番6号  
申立人 足立 裕子  
本籍神戸市東灘区御影本町5丁目317番地1、最後の住所神戸市中央区野崎通7丁目2番17号、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日平成26年3月3日、出生の場所兵庫県神戸市、出生年月日大正10年6月7日、職業無職  
被相続人 亡 謙早 恒子  
神戸市中央区明石町32番地 明海ビル8階神戸ライト法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大野 彰子  
催告期間満了日 令和8年1月23日  
神戸家庭裁判所

**令和7年(家)第40160号**  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所  
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之  
本籍神戸市須磨区古川町4丁目2番地2、最後の住所神戸市須磨区古川町4丁目7番1号、死亡の場所神戸市須磨区、死亡年月日平成20年11月頃、出生の場所神戸市兵庫区、出生年月日昭和28年12月22日、職業不明  
被相続人 亡 小林 旦志  
神戸市中央区中町通2丁目1番18号 JR神戸駅N.Kビル6階 方円法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 本郷 秀夫  
催告期間満了日 令和8年1月23日  
神戸家庭裁判所

**令和7年(家)第40195号**  
神戸市垂水区西脇2-5-5  
申立人 多聞ニューハイツ管理組合  
本籍徳島県徳島市福島1丁目350番地、最後の住所神戸市垂水区西脇2丁目5番5-417号、死亡の場所神戸市須磨区、死亡年月日令和5年12月7日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和35年1月14日、職業不明  
被相続人 亡 橋本憲司郎  
神戸市中央区相生町1丁目2番1号 東成ビル4階 あいおい法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 濱本 由  
催告期間満了日 令和8年1月23日  
神戸家庭裁判所

**令和7年(家)第109号**  
京都府舞鶴市愛宕浜町3-4 メゾンPia 302  
申立人 藤本 尚裕  
本籍兵庫県養父市大屋町笠谷157番地、最後の住所兵庫県養父市大屋町笠谷157番地、死亡の場所兵庫県加西市、死亡年月日令和6年3月24日、出生の場所兵庫県養父郡大屋町、出生年月日昭和28年1月1日、職業無職  
被相続人 亡 北村 節夫  
事務所兵庫県豊岡市弥栄町1番10号 弁護士 法人生駒法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 辻本 武之  
催告期間満了日 令和8年1月16日  
神戸家庭裁判所豊岡支部

## 令和7年(家)第1102号

京都府宇治市小倉町蓮池121番地の8

申立人 高岡ヨシ治

本籍大阪府泉南郡岬町深日2592番地、最後の住所和歌山市吉礼434番地2菖蒲ヶ丘団地27棟105号、死亡の場所和歌山县和歌山市、死亡年月日令和4年1月24日、出生の場所大阪府泉南郡岬町、出生年月日昭和37年7月26日、職業不明

被相続人 亡 高岡 和代

和歌山市小松原通1丁目5番地月山総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 北野 栄作

催告期間満了日 令和8年2月4日

和歌山家庭裁判所

## 令和7年(家)第1104号

和歌山市直川847番地8

申立人 中嶋 早苗

本籍和歌山县和歌山市直川827番地4、最後の住所和歌山市直川827番地4、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日令和6年12月31日、出生の場所和歌山県日高郡寒川村、出生年月日昭和26年6月13日、職業自営業

被相続人 亡 中嶋 敏行

事務所和歌山市十番丁93 第2MYビル4階A号 矢田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 矢田 裕己

催告期間満了日 令和8年2月6日

和歌山家庭裁判所

## 令和7年(家)第682号

岡山県美作市古町1654番地

申立人 松本 和夫

本籍岡山県美作市湯郷542番地、最後の住所岡山県美作市湯郷545番地1、死亡の場所岡山県美作市、死亡年月日令和6年8月30日、出生の場所大阪府大阪市浪速区、出生年月日昭和5年4月26日、職業無職

被相続人 亡 丸山 信子

事務所岡山県美作市古町1654番地

相続財産清算人 司法書士 松本 和夫

催告期間満了日 令和8年1月30日

岡山家庭裁判所津山支部

## 令和7年(家)第109号

徳島県三好市池田町シンマチ1579番地12

申立人 橋本 敦士

本籍香川県善通寺市弘田町670番地、最後の住所徳島県美馬市美馬町字横尾20番地5有料老人ホーム桜林、死亡の場所徳島県阿波市、死亡年月日令和7年3月17日、出生の場所大阪府大阪市西成区、出生年月日昭和25年2月25日、職業無職

被相続人 亡 長野 隆子

事務所徳島県美馬市脇町大字脇町2番地3

相続財産清算人 司法書士 森 廣一

催告期間満了日 令和8年1月9日

徳島家庭裁判所美馬支部

## 令和7年(家)第19号

大阪府寝屋川市国松町18番22号

申立人 弘田蘭莉子

本籍高知県四万十市横瀬2064番地、最後の住所高知県四万十市渡川3丁目4番10号、死亡の場所高知県四万十市、死亡年月日令和3年1月12日、出生の場所高知県四万十市、出生年月日昭和19年1月28日、職業不明

被相続人 亡 岡田 宏文

高知県四万十市中村東町2丁目6番4号

相続財産清算人 司法書士 小谷 龍司

催告期間満了日 令和8年1月9日

高知家庭裁判所中村支部

## 令和7年(家)第7041号

福岡県朝倉市菩提寺484番地6

申立人 本田久美子

本籍福岡県朝倉市山田233番地、最後の住所福岡県朝倉市三奈木2466番地1介護老人福祉施設いしづえ荘、死亡の場所福岡県朝倉市、死亡年月日令和6年7月12日、出生の場所福岡県朝倉郡朝倉村、出生年月日大正14年8月27日、職業無職

被相続人 亡 江上タヅエ

事務所福岡県朝倉市菩提寺484番地6

相続財産清算人 司法書士 本田久美子

催告期間満了日 令和8年2月16日

福岡家庭裁判所

## 令和7年(家)第116号

福岡県京都郡苅田町富久町1丁目18番地6

申立人 グランドパレス苅田ウイングコート管理組合

本籍福岡県京都郡苅田町神田町2丁目7番地15、最後の住所福岡県京都郡苅田町富久町1丁目18番地6 グランドパレス苅田ウイングコート901号、死亡の場所福岡県北九州市小倉南区、死亡年月日令和4年3月31日、出生の場所福岡県京都郡苅田町、出生年月日昭和44年10月4日、職業不明

被相続人 亡 澤田 政孝

事務所福岡県北九州市小倉北区大手町11番3号大手町アイビースクエア3階阿部哲茂法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木下結香子

催告期間満了日 令和8年1月26日

福岡家庭裁判所行橋支部

## 令和7年(家)第4016号

福岡市博多区千代4丁目18番3号

申立人 平元多津枝

本籍福岡県田川郡福智町上野1004番地、最後の住所福岡県田川郡福智町上野1172番地、死亡の場所福岡県田川郡福智町、死亡年月日令和6年12月3日、出生の場所福岡県直方市、出生年月日昭和37年8月29日、職業無職

被相続人 亡 浦田 正司

北九州市小倉北区田町12番19号元永ビル201号司法書士法人アーチ

相続財産清算人 司法書士 大城 明恵

催告期間満了日 令和8年1月10日

福岡家庭裁判所田川支部

## 令和7年(家)第3020号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

本籍熊本県上天草市大矢野町中11022番地2の2、最後の住所熊本県上天草市大矢野町中11022番地2の2、死亡の場所熊本県宇城市、死亡年月日令和5年9月16日、出生の場所熊本県天草郡大矢野町、出生年月日昭和31年8月24日、職業不明

被相続人 亡 濱田 鉄也

事務所熊本県上天草市大矢野町上2341-1

相続財産清算人 藤 恵美子

催告期間満了日 令和8年1月15日

熊本家庭裁判所

## 令和7年(家)第2005号

大分県由布市庄内町西大津留521番地

申立人 佐藤 正

本籍大分県由布市庄内町西608番地、最後の住所大分県由布市庄内町西595番地、死亡の場所大分県由布市、死亡年月日令和6年12月15日、出生の場所大分県大分郡庄内町、出生年月日昭和30年7月24日、職業無職

被相続人 亡 小野 孝次

事務所大分市府内町1丁目6-14内藤ビル2階大分府内町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小野 貴久

催告期間満了日 令和8年1月31日

大分家庭裁判所

## 令和7年(家)第20059号

大分市荷揚町2番31号

申立人 大分市

本籍大分市大字国分1231番地2、最後の住所大分市大字国分1973番地の14市営2A-2-307、死亡の場所大分県大分市、死亡年月日令和7年2月17日、出生の場所大分県大分市、出生年月日昭和45年8月21日、職業不明

被相続人 亡 横山 正幸

事務所大分市都町1丁目3番22号大分都町ビル4階040号一陽法律事務所

相続財産清算人 弁護士 碓井 啓己

催告期間満了日 令和8年1月30日

大分家庭裁判所

## 令和7年(家)第207号

鹿児島市加治屋町14番3号

申立人 鹿児島県信用保証協会

本籍鹿児島県鹿児島市上竜尾町4番、最後の住所鹿児島市上本町17番13-701号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日令和6年8月19日、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和43年6月1日、職業会社役員

被相続人 亡 戸口田和彦

事務所鹿児島市山下町12番4号城山総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上川 隆

催告期間満了日 令和8年1月20日

鹿児島家庭裁判所

## 令和7年(家)第203号

鹿児島市福山町143番地4

申立人 有村ゆり子

本籍鹿児島県鹿児島市福山町143番地4、最後の住所鹿児島市福山町143番地4、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日平成29年10月16日、出生の場所鹿児島県日置郡上伊集院村、出生年月日昭和26年11月14日、職業無職

被相続人 亡 有村 哲之

事務所鹿児島市照国町13番41号弁護士法人照国総合事務所

相続財産清算人 弁護士 湯ノ口 穂

催告期間満了日 令和8年1月19日

鹿児島家庭裁判所

**令和7年(家)第17003号**  
 沖縄県豊見城市字高嶺446番地52豊見城団地  
 市改良住宅C-208号  
 申立人 當間タズ子  
 本籍沖縄県中頭郡北谷町字下勢頭113番地、  
 最後の住所沖縄県國頭郡大宜味村字津波869  
 番地、死亡の場所沖縄県名護市、死亡年月日  
 令和6年11月23日、出生の場所沖縄県中頭郡  
 北谷村、出生年月日昭和26年1月2日、職業  
 無職  
 被相続人 亡 米須 弘  
 沖縄県那覇市壺川3丁目5番地6 与儀ビル  
 2階  
 相続財産清算人 弁護士 宮國 達也  
 催告期間満了日 令和8年1月30日  
 那覇家庭裁判所名護支部  
**令和7年(家)第20036号**  
 埼玉県坂戸市大字森戸1378番地10  
 申立人 斎藤 雅晴  
 本籍群馬県高崎市上佐野町636番地、最後の  
 住所群馬県高崎市上佐野町636番地藤和シ  
 ティコーポ高崎106号、死亡の場所埼玉県さ  
 いたま市南区、死亡年月日令和4年5月10日、  
 出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和22  
 年7月10日、職業不詳  
 被相続人 亡 斎藤 澄子  
 事務所群馬県高崎市緑町1丁目24番1 篠崎  
 法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 渡井 裕一  
 催告期間満了日 令和8年1月6日  
 前橋家庭裁判所高崎支部  
**令和7年(家)第20048号**  
 群馬県高崎市下之城町967  
 申立人 吉田 功  
 本籍群馬県高崎市下之城町437番地、最後の  
 住所群馬県高崎市下之城町437番地、死亡の  
 場所群馬県高崎市、死亡年月日令和6年2月  
 21日頃から29日頃までの間、出生の場所群馬  
 県藤岡市、出生年月日昭和30年3月9日、職  
 業不詳  
 被相続人 亡 吉田 昌利  
 事務所群馬県安中市岩井2470番地3 戸田ビ  
 ル1階西 安中法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 小坂 景子  
 催告期間満了日 令和8年1月6日  
 前橋家庭裁判所高崎支部

**令和7年(家)第30071号**  
 東京都千代田区大手町1丁目9番4号  
 申立人 株式会社日本政策金融公庫  
 本籍宮城県仙台市青葉区木町通2丁目4番、  
 最後の住所仙台市太白区長町6丁目4番29  
 号、死亡の場所宮城県仙台市泉区、死亡年月  
 日令和4年11月6日、出生の場所宮城県石巻  
 市、出生年月日昭和37年5月1日、職業接骨  
 院経営  
 被相続人 亡 阿部 義浩  
 仙台市青葉区一番町2丁目5番22号 G.C.青  
 葉通りプラザ6階 古川・佐藤法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 佐藤 洋介  
 催告期間満了日 令和8年1月28日  
 仙台家庭裁判所  
**令和7年(家)第90371号**  
 東京都町田市野津田町862番地2  
 申立人 寺澤ヨシ子  
 本籍東京都町田市金井2丁目16番地4、最後  
 の住所東京都町田市野津田町862番地2、死  
 亡の場所東京都多摩市、死亡年月日令和6年  
 10月23日、出生の場所東京都町田市、出生年  
 月日昭和46年3月29日、職業会社員  
 被相続人 亡 寺澤 長通  
 事務所東京都中央区日本橋室町1丁目12番15  
 号テラサキ第2ビル2階 尾崎法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 上杉 雅央  
 催告期間満了日 令和8年1月13日  
 東京家庭裁判所立川支部  
**令和7年(家)第552号**  
 京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町20番地1  
 烏丸アネックスⅡ311号室  
 申立人 古川 直子  
 本籍京都市伏見区深草綿森町10番地、最後の  
 住所京都市上京区御前通今出川上る2丁目北  
 町621番地 アクアホーム京都天神、死亡の  
 場所京都市上京区、死亡年月日令和6年9月  
 20日、出生の場所京都市伏見区、出生年月日  
 昭和7年12月8日、職業不明  
 被相続人 亡 内田 洋子  
 事務所京都市中京区御幸町通竹屋町上ル毘沙  
 門町537 新井ビル3-1 京都あかつき法  
 律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 松崎 和彦  
 催告期間満了日 令和8年1月16日  
 京都家庭裁判所

**令和7年(家)第595号**  
 滋賀県大津市栗林町4-17-102  
 申立人 小川 啓子  
 申立人手続代理人弁護士 三輪 匠美  
 本籍京都市下京区綾小路通大宮西入坊門町  
 768番地、最後の住所京都市下京区大宮通松  
 原上る高辻大宮町140、死亡の場所京都市北  
 区、死亡年月日平成2年11月18日、出生の場  
 所京都市下京区、出生年月日大正8年12月30  
 日、職業不明  
 被相続人 亡 井上 恵美  
 事務所京都市下京区四条通烏丸西入雨谷鉢町  
 101番地 アーバンネット四条烏丸ビル7階  
 弁護士法人プロジェクト法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 鎌田 健司  
 催告期間満了日 令和8年1月16日  
 京都家庭裁判所  
**令和7年(家)第80533号**  
 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
 申立人 国  
 本籍大阪府東大阪市御厨3丁目998番地5、  
 最後の住所大阪府東大阪市御厨3丁目2番2  
 号、死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日令  
 和3年3月19日、出生の場所岡山県苦田郡奥  
 津村、出生年月日昭和11年8月14日、職業不  
 明  
 被相続人 亡 光永 勉  
 大阪市西区江戸堀1-24-15タツト肥後橋ビ  
 ル1002  
 相続財産清算人 弁護士 牧田 亮  
 催告期間満了日 令和8年2月12日  
 大阪家庭裁判所  
**令和7年(家)第1033号**  
 名古屋市中区東桜2丁目18番31号  
 申立人 リポートトラスト株式会社  
 本籍奈良県橿原市内膳町1丁目178番地9、  
 最後の住所奈良県橿原市内膳町3丁目6番20  
 号、死亡の場所奈良県橿原市、死亡年月日令  
 和5年12月1日、出生の場所奈良県磯城郡耳  
 成村、出生年月日昭和8年10月5日、職業不  
 明  
 被相続人 亡 秦 哲也  
 奈良市小西町9番地川村ビル4階 平城総合  
 法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 生田 哲也  
 催告期間満了日 令和8年1月23日  
 奈良家庭裁判所葛城支部

**令和7年(家)第30036号**  
 仙台市青葉区土樋1丁目6番23  
 申立人 米ヶ袋第3パーク・マンション米三会  
 本籍宮城県仙台市青葉区土樋1丁目6番23-  
 302号、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死  
 亡年月日令和5年8月1日から9日までの間、  
 出生の場所東京府東京市下谷区、出生年  
 月日昭和15年1月14日、職業不詳  
 被相続人 亡 藤田 陽子  
 仙台市青葉区一番町2丁目7番12号3階法律  
 事務所ボラリス  
 相続財産清算人 弁護士 藤間 環  
 催告期間満了日 令和8年1月30日  
 仙台家庭裁判所  
**令和7年(家)第30090号**  
 仙台市宮城野区榴岡5丁目1番17号シンシア  
 シティー榴岡  
 申立人 有限会社ハウスキープ  
 本籍宮城県仙台市青葉区東照宮2丁目6番8  
 号、死亡の場所宮城県仙台市宮城野区、死  
 亡年月日令和7年2月9日、出生の場所神奈川  
 県横須賀市、出生年月日昭和29年7月30日、  
 職業無職  
 被相続人 亡 菊地 弘衣  
 仙台市青葉区一番町1丁目17番20号グランド  
 メゾン片平503内ヶ崎法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 内ヶ崎裕之  
 催告期間満了日 令和8年1月30日  
 仙台家庭裁判所  
**令和7年(家)第30009号**  
 仙台市青葉区大町1丁目2番1号ライオンビ  
 ル3階 宇都・山田法律事務所  
 申立人 破産者株式会社関沼組破産管財人 山  
 田いづみ  
 本籍宮城県伊具郡丸森町大内字空久保下84番  
 地、最後の住所宮城県伊具郡丸森町大内字空  
 久保下84番地、死亡の場所宮城県伊具郡丸森  
 町、死亡年月日令和4年10月3日、出生的場  
 所宮城県伊具郡丸森町、出生年月日昭和35年  
 3月8日、職業会社役員  
 被相続人 亡 菊地 良彦  
 仙台市青葉区大町1-1-6第1青葉ビル5  
 階薄井淳法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 薄井 淳  
 催告期間満了日 令和8年2月9日  
 仙台家庭裁判所大河原支部

令和7年(家)第7006号  
福島県相馬市柏崎字作田163番地  
申立人 門馬 英綱

本籍福島県相馬市原釜字大津117番地、最後の住所福島県相馬市程田字明神前257番地の40 市営程田明神前団地40号棟、死亡の場所福島県相馬市、死亡年月日推定令和7年1月5日、出生の場所福島県相馬市、出生年月日昭和26年8月13日、職業無職

被相続人 死 石見小夜子

福島県相馬市中村字田町2番地の1 さくらビル2階 弁護士法人ブレインハート法律事務所相馬オフィス

相続財産清算人 弁護士 高橋 俊樹  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
福島家庭裁判所相馬支部

### 失踪宣告

令和6年(家)第301号

本籍北海道名寄市西7条南3丁目18番地、最後の住所北海道名寄市西7条南3丁目18番地不在者 齊藤マチ子

明治40年10月20日生

令和7年5月31日失踪宣告審判確定

旭川家庭裁判所名寄支部裁判所書記官

令和6年(家)第7873号

国籍中国、最後の住所東京都葛飾区奥戸3丁目20番1号エスボワール奥戸302  
不在者 彭 曜薇(通称中西香織)  
西暦1983年6月24日生

令和7年5月30日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第3099号

本籍栃木県宇都宮市鶴田町2960番地、最後の住所神奈川県藤沢市善行7丁目10番22~104号  
不在者 杉山 剛士  
昭和45年2月1日生

令和7年5月31日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1684号

本籍名古屋市千種区城木町1丁目71番地、最後の住所名古屋市守山区大森2丁目2002番地  
不在者 和田 雅之  
昭和33年1月13日生

令和7年5月31日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

### 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第1号

東京都中央区京橋3丁目12番7号

申立人 株式会社勝光山鉱業所

代表者 代表取締役 笠原 真

権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月30日

令和7年6月2日 広島簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 Y52054

金額 4,248,420円

支払期日 令和7年2月28日

支払地 広島市

支払場所 株式会社広島銀行本店営業部

振出日 令和6年12月27日

振出地 広島県広島市

振出人 三泰産業株式会社 代表取締役 福永 芳頤

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

大阪府箕面市船場東1丁目7番3号

申立人 野呂克株式会社

代表者 代表取締役 野呂 浩一

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月4日

令和7年6月5日 福岡簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BA 021950

金額 502,834円

支払期日 令和6年12月25日

支払地 福岡市

支払場所 株式会社みずほ銀行福岡法人支店

振出日 令和6年11月5日

振出地 福岡市

振出人 イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正

受取人 申立人

最終所持人 申立人

### 破産手続における包括的禁止命令

令和7年(フ)第3116号

東京都新宿区四谷坂町9番9号 三廣ビル

債務者 ソフトホーム株式会社

主文 本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

令和7年6月13日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4026号

東京都新宿区四谷坂町9番9号 三廣ビル

(登記簿上の本店所在地) 東京都新宿区坂町28番地 三廣ビル

債務者 ソフトケア株式会社

主文 本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

令和7年6月13日

東京地方裁判所民事第20部

### 破産手続における保全管理命令

令和7年(フ)第3116号

東京都新宿区四谷坂町9番9号 三廣ビル

債務者 ソフトホーム株式会社

1 主文 破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に關し、保全管理人による管理を命ずる。

2 保全管理人 弁護士 高木 洋平

令和7年6月13日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4026号

東京都新宿区四谷坂町9番9号 三廣ビル

(登記簿上の本店所在地) 東京都新宿区坂町28番地 三廣ビル

債務者 ソフトケア株式会社

1 主文 破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に關し、保全管理人による管理を命ずる。

2 保全管理人 弁護士 高木 洋平

令和7年6月13日

東京地方裁判所民事第20部

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第32号

岩手県一関市青葉2丁目1番15号

債務者 株式会社菅野花店

代表者 代表取締役 菅野 已継

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊澤麻衣子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時45分

盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(フ)第440号

横浜市港北区新吉田東7丁目23番8号

債務者 丸ヨ運送株式会社

代表者 代表取締役 吉原 篤

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西本 晓
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時20分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第982号

東京都八王子市大和田町6丁目14番7号

債務者 有限会社佑企プレス工業

代表者 代表取締役 山道 亨臣

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大久保康裕
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前11時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第170号

静岡県浜松市中央区半田町698番地の4

債務者 有限会社ハウスマーブ

代表者 代表取締役 森 淳

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 直也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後4時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第178号 静岡県浜松市中央区海老塚1丁目8番16-1003号 債務者 有限会社ファム 代表者代表取締役 市川 正人 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 劍持 友浩 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時30分 静岡地方裁判所浜松支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時30分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	5 一般調査期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。 宮崎地方裁判所都城支部	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 亜也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後1時45分 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第929号 東京都昭島市緑町5丁目5番23号 債務者 株式会社エース 代表者代表取締役 上之園あやか 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三上 侑祐 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前10時 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月12日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 向三 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10時30分 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯 裕一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前10時30分 青森地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 亜也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後1時45分 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第60号 沖縄県那覇市泊2丁目1番地21・601号室 債務者 ティダ・インベスト・マネジメント株式会社 代表者代表取締役 中鶴 友樹 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮國 達也 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後2時 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 明彦 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後2時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高井 弘達 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月16日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤木 美才 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後1時30分 熊本地方裁判所玉名支部
令和7年(フ)第74号 愛知県豊田市月原町宮ノ前21番地1 債務者 有限会社スズキ 代表者代表取締役 鈴木 守夫	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内田建太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 宮崎県都城市下長飯町1751番地36 債務者 合同会社ケアサポート糸 代表者代表社員 野瀬 洋	1 決定年月日時 令和7年9月8日午前10時 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 修大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第51号 神奈川県大和市上和田1794番地、商業登記簿上の本店所在地横浜市港北区新横浜1丁目14番地20光正第二ビル404号室 債務者 株式会社A Z - J A P A N 代表者代表取締役 佐々木章利	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大嶽 友和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後1時30分 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 齋藤 信一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月13日午後5時 宮城県富谷市穀田要害32番地 債務者 株式会社齊信工業 代表者代表取締役 齋藤 信一	

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

#### 令和7年(フ)第42号

香川県丸亀市郡家町3476番地1 ダイワファームC棟202号室、住民票上の住所香川県丸亀市郡家町3318番地1

債務者 水野 利典(旧姓眞鍋)

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和田 節代
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで  
高松地方裁判所丸亀支部

#### 令和7年(フ)第61号

沖縄県宜野湾市宜野湾1丁目18番8号  
ニュートリ4-1、住民票上の前住所沖縄県那覇市首里石嶺町2丁目66番地1 スカイマンション106

債務者 橋本 裕行

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮國 達也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで  
那覇地方裁判所民事第3部

#### 令和7年(フ)第33号

岩手県一関市青葉2丁目1番15号  
債務者 菅野 巳継

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊澤麻衣子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで  
盛岡地方裁判所一関支部

#### 令和7年(フ)第65号

徳島県板野郡板野町大寺字楠ノ本165番地、  
旧住所徳島県板野郡板野町大寺字龜山西152番地3

債務者 中羽 和宏

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹原 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前1時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで  
徳島地方裁判所民事部

#### 令和7年(フ)第944号

札幌市西区山の手3条1丁目4番28-302号

債務者 佐藤まゆみ

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日和 優人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和7年(フ)第56号

千葉県茂原市下永吉2650番地1

債務者 林 愛司

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 康孝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで  
千葉地方裁判所一宮支部破産係

#### 令和7年(フ)第95号

千葉県木更津市桜井新町2丁目10番地4

ニーナサクレ302

債務者 廣瀬 悠人

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村山 直
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告 令和7年9月18日まで
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

#### 令和7年(フ)第65号

財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前11時30分

#### 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで

千葉地方裁判所木更津支部

#### 令和7年(フ)第240号

愛知県豊田市上郷町会下山59番地 県営A-107号、前住所愛知県岡崎市美合町字南屋敷20番地1

債務者 安藤三重子

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐橋 夕香
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後2時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

#### 令和7年(フ)第39号

群馬県桐生市広沢町5丁目1778番地の6

債務者 大澤あき子

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中山 弓子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで  
前橋地方裁判所桐生支部

#### 令和7年(フ)第973号

東京都昭島市上川原町1丁目9番14号春風203号

債務者 野崎 健太

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 志賀清二郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月13日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

#### 令和7年(フ)第941号

東京都八王子市諏訪町337番地8

債務者 田家 卓

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 坂倉 渉太

4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月20日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

#### 令和7年(フ)第898号

神奈川県茅ヶ崎市浜之郷1086番地4 フレンズ・ユウ203

債務者 松本 吉史

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 檜垣 智子

4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月3日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(フ)第728号

横浜市旭区中白根4丁目1番2-120号

債務者 中田 裕之

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 徳田 曜

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午前10時20分

- 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(フ)第199号

静岡県沼津市西椎路600番地の1、前住所静

岡県沼津市大諭訪497番地の5

債務者 神尾 尚美

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 重光 純

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午前10時

- 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第955号 東京都町田市西成瀬1丁目54番47号メイブルハウスB-202 債務者 末永 雄樹 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒川 香遙 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日午前11時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第1399号 横浜市中区本牧元町67番21号 債務者 菊地 琢哉 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 佳隆 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月8日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第959号 東京都小平市天神町4丁目34番4-104号 債務者 開田 正明 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加地 裕武 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第259号 神奈川県座間市相武台3丁目8番40-302号 ホーユウコンフォルト相武台 債務者 濱田 千里 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真木 康州 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午後2時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 横浜地方裁判所相模原支部 令和7年(フ)第50号 富山県氷見市戸津宮807番地、住民票上の住所富山県高岡市戸出町7丁目1番地12 債務者 ユズル建工こと 大石 讓 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川原 拓也 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 富山地方裁判所高岡支部 令和7年(フ)第171号 静岡県浜松市中央区佐藤1丁目21-20レインボーブラザ佐藤407、住民票上の住所静岡県浜松市中央区楊子町464番地の3 債務者 森 淳 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩田 直也 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月30日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係 令和7年(フ)第930号 静岡県三島市萩575番地、前住所静岡県駿東郡清水町伏見582番地の7 ピアプランシェ伏見103 債務者 内藤 雄介 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下田 朗弘 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第887号 福岡市早良区星の原団地81番206号 債務者 中川 晴登 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮原 誠邦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第1022号 福岡市中央区赤坂3丁目11番12-702号 グランヴィラ赤坂、住民票上の住所佐賀県鳥栖市神辺町539番地40 債務者 森 英昭 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 隈 慧史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第827号 福岡市中央区小笹1丁目20番45号 債務者 前田 陸 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本誠太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第934号 福岡市南区井尻2丁目38番6-502号 アンピールメゾン笹原 債務者 藤野 正幸 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中谷 正太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第923号 福岡市城南区鳥飼5丁目7番8-206号 ヴィレッヂ別府 債務者 江村 みか 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮原 誠邦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部
---	--

<b>令和7年(フ)第23号</b> 福岡県行橋市中央2丁目4番12号 債務者 津田 美幸 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 裕一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係 <b>令和7年(フ)第56号</b> 福岡県築上郡築上町大字船迫736番地 債務者 村上 武士 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係 <b>令和7年(フ)第866号</b> 福岡市西区愛宕南2丁目4番39-202号 メゾンクレア愛宕南 債務者 浦 勇輝 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 龍彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部 <b>令和7年(フ)第205号</b> 宮崎県西都市大字三納10029番地3 債務者 黒木 裕章 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 真大 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 宮崎地方裁判所破産係 <b>令和7年(フ)第2518号</b> 大阪市浪速区日本橋5丁目16番19号 特別養護老人ホームあいぜん、住民票上の住所大阪市浪速区恵美須西3丁目5番16号 債務者 松本紀美子 法定代理人成年後見人 松本弥太郎	<b>1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 利光 伸宙 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部</b> <b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b> <b>令和7年(フ)第926号</b> 名古屋市中村区大秋町4丁目52番地 グリーンハイツ長江203号 債務者 佐藤 勉 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 <b>令和7年(フ)第975号</b> 東京都足立区綾瀬1丁目28-7 第41新井ビル401号室、住民票上の住所愛知県春日井市知多町1丁目141番地 債務者 五味 淑樹 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 <b>令和7年(フ)第1014号</b> 愛知県春日井市鳥居松町8丁目23番地1 サンシャイン鳥居松205号 債務者 福井 章由 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 <b>令和7年(フ)第1022号</b> 名古屋市天白区中坪町88番地の1 サンライフ福島201号 債務者 武智 一博 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	<b>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</b> <b>令和7年(フ)第1031号</b> 愛知県瀬戸市西松山町2丁目151番地 グリーンハイツ213 債務者 秦 宏安 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 <b>令和7年(フ)第1066号</b> 愛知県海部郡大治町大字西條字高場18番地の1 Branch 201号室 百瀬方、住民票上の住所名古屋市中川区下之一色町字松蔭4丁目16番地の3 KODATE XIV B棟 債務者 川野 貴彦 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 <b>令和7年(フ)第1093号</b> 愛知県半田市岩滑高山町2丁目27番地 ニューリタンス401号 債務者 村田 直未 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 <b>令和7年(フ)第1111号</b> 愛知県春日井市乙輪町1丁目75番地 債務者 伊藝 忠 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 <b>令和7年(フ)第1135号</b> 名古屋市東区徳川1丁目101番地 徳川マンション901号、従前の住所名古屋市中区新栄2丁目14番16号 第81プロスパービル305号 債務者 本藤 海斗 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 <b>令和7年(フ)第1164号</b> 名古屋市名東区牧の里3丁目306番地 牧の里パークヒルズ203号 債務者 津田 育彦 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 <b>令和7年(フ)第1191号</b> 愛知県春日井市乙輪町1丁目75番地 債務者 伊藝 忠 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 <b>令和7年(フ)第1221号</b> 名古屋市熱田区五番町9番A-305号 五番町住宅 債務者 石橋 英子 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
---	---	---

<b>令和7年(フ)第181号</b>	北海道茅部郡鹿部町字宮浜248番地3 ひまわり団地B棟503号室 債務者 佐藤 和真 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 函館地方裁判所
<b>令和7年(フ)第206号</b>	函館市赤川町119番地2 債務者 山田 由紀 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 函館地方裁判所
<b>令和7年(フ)第207号</b>	函館市本町1番21-203号 ハイツシーブリーズ本町A 債務者 高橋 理沙 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 函館地方裁判所
<b>令和7年(フ)第210号</b>	函館市大手町13番8-308号 メゾン・ド・デトロワ 債務者 田野 政則 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 函館地方裁判所
<b>令和7年(フ)第797号</b>	埼玉県川口市柳根町11番8-101号 星野レジデンス、旧住所埼玉県川口市柳崎3丁目11番31-401号 セジュール柳崎 債務者 斎藤 麗子(旧姓安野)

1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第872号</b>	さいたま市見沼区大字染谷1434番地1 小島アパートN棟101 債務者 大角地延之 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	<b>令和7年(フ)第239号</b>	愛知県刈谷市東刈谷町1丁目4番地9 すみれハイツ101号 債務者 山田 正幸 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第905号</b>	さいたま市北区奈良町119番地9 ハイム奈良106 債務者 山口 裕也 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	<b>令和7年(フ)第264号</b>	愛知県岡崎市矢作町字桜海道61番地 チェリーエー60 102 債務者 大竹喜美恵 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第302号</b>	神奈川県座間市立野台2丁目1番7号 コーポ立野台A-103号 債務者 原 純一 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 横浜地方裁判所相模原支部	<b>令和7年(フ)第265号</b>	愛知県豊田市花沢町桜平3番地1 債務者 井手 日菜 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第219号</b>	愛知県豊田市志賀町柄本716番地2、前住所愛知県豊田市東山町2丁目1555番地1 市営E-205号 債務者 鈴木 一斗	<b>令和7年(フ)第278号</b>	愛知県みよし市ひばりヶ丘1丁目2番地 債務者 横嶋 卓 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第219号</b>	愛知県豊田市志賀町柄本716番地2、前住所愛知県豊田市東山町2丁目1555番地1 市営E-205号 債務者 鈴木 一斗	<b>令和7年(フ)第821号</b>	さいたま市中央区円阿弥4丁目8番8号 債務者 稲川 祐幸(旧姓丸山) 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

<b>令和7年(フ) 第901号</b>	埼玉県加須市下高柳224番地7 債務者 近藤 涼 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ) 第912号</b>	埼玉県上尾市大字小敷谷845番地1 西上尾第一団地3-15-103 債務者 元木 智章 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ) 第913号</b>	埼玉県上尾市大字小敷谷845番地1 西上尾第一団地2-5-101 債務者 元木 真琴 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ) 第945号</b>	埼玉県川口市並木1丁目26番38-403号 青木南住宅 債務者 福嶋 弘美 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

<b>令和7年(フ) 第170号</b>	埼玉県深谷市栄町11番41号 フルハウス深谷102号 債務者 坂本美樹男 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 横浜地方裁判所相模原支部
<b>令和7年(フ) 第293号</b>	相模原市中央区相模原7丁目9番26号 グループホーム春 債務者 柏木 広 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 横浜地方裁判所相模原支部
<b>令和7年(フ) 第180号</b>	埼玉県熊谷市村岡2159番地1 レジデンスTM村岡102、旧住所東京都目黒区原町1丁目6番17号 パールハイム原町101 債務者 船木 志暮 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ) 第304号</b>	相模原市緑区下九沢1749番地1 メルベーユ・ロワジー203号 債務者 藤井 幸司 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 横浜地方裁判所相模原支部
<b>令和7年(フ) 第896号</b>	東京都三鷹市下連雀7丁目10番6-505号 債務者 斎藤 貞雄 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ) 第897号</b>	東京都三鷹市下連雀7丁目10番6-505号 債務者 斎藤 智子 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ) 第111号</b>	岡山県倉敷市中島2407番地181 債務者 荒田 友貴 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
<b>令和7年(フ) 第166号</b>	岡山県倉敷市日吉町338番地1 債務者 林 茂 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
<b>令和7年(フ) 第289号</b>	相模原市中央区矢部3丁目12番17号 ウイング相模原104号室 債務者 古賀 崇永
<b>令和7年(フ) 第502号</b>	札幌市白石区平和通2丁目北2番9-106号 債務者 佐々木貴博 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
<b>令和7年(フ) 第522号</b>	札幌市白石区菊水7条4丁目4番38-207号、申立時の住所札幌市白石区菊水上町3条3丁目382番地14 上町サンシティ202号 債務者 堀川 美優 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ) 第628号</b>	札幌市白石区北郷5条4丁目2番26-303号 債務者 高橋 ゆき 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ) 第757号</b>	札幌市北区北23条西3丁目1番25-207号 債務者 藤井 勇樹 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部

<b>令和7年(フ)第765号</b> 札幌市北区拓北7条2丁目6番13号 ルミ エールミカミ102号 債務者 川代 真史 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第778号</b> 札幌市東区北39条東1丁目4番1-303号 債務者 内村 章 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第796号</b> 北海道石狩市親船東1条2丁目46番地 債務者 成沢真奈美(旧姓新保・福井) 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第216号</b> 相模原市中央区千代田1丁目8番22号 メゾンピュ-201 債務者 吉澤 文子 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第292号</b> 相模原市緑区長竹866番地13 債務者 鈴木 聖也	1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第907号</b> 福岡市南区高宮4丁目23番30号 タウニー高宮N.O. 1-101号 債務者 沖田 祐司	1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第955号</b> 福岡市早良区野芥7丁目24番1-104号 ビレッジハウス野芥1 債務者 淀川 晃 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第970号</b> 福岡県大野城市上大利5丁目2番6号 カーサ・ペルーラ401号 債務者 椎葉 美季 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第987号</b> 福岡市城南区七隈2丁目19番9号 カザリヤハイツ城南 201号、前住所福岡市城南区荒江1丁目11番34号 荒江S.T.ハイツ 201号 債務者 黒田絵里奈 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第994号</b> 福岡県福津市津屋崎5丁目16番6号 債務者 齊藤杏侑美 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1005号 福岡市東区美和台新町26番11号 債務者 長崎 礼子	1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1012号 福岡県糟屋郡宇美町貴船1丁目12番13号 ワンズハウス貴船A棟 債務者 岩田木綿子	1 決定年月日時 令和7年6月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第125号 長崎県長崎市御船蔵町9番11号 債務者 南 大樹	1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第130号 北海道旭川市旭神2条1丁目2番22号 カサグレースB105号室 債務者 宮崎 拓海	1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第131号 北海道旭川市旭神2条1丁目2番22号 カサグレースB105号室 債務者 宮崎 海月	1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部

破産手続廃止	
令和7年(フ)第393号 福岡県宗像市自由ヶ丘7丁目21番地16ビル トップ11A-4号室 破産者 株式会社S・T E C・E	
1 決定年月日 令和7年6月11日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
旭川地方裁判所民事部	
令和7年(フ)第2311号 大阪府吹田市春日1丁目16番1号(507) 債務者 中島 涼平	
1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで	
5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	
令和7年(フ)第2321号 大阪府寝屋川市石津中町18番10号(103号)、 前住所大阪府寝屋川市石津中町15番20号 (106号) 債務者 永吉 優也	
1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで	
5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	
令和7年(フ)第2464号 大阪市浪速区幸町3丁目4-4-909、住民票上の住所東京都足立区西伊興1丁目18番25号 債務者 坂本 唯佳	
1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで	
5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後1時20分 大阪地方裁判所第6民事部	
令和7年(フ)第367号 東京都国分寺市日吉町3丁目28番地22 破産者 箱崎 祥治	
1 決定年月日 令和7年6月13日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
岡山地方裁判所倉敷支部破産係	
令和6年(フ)第326号 岡山県笠岡市茂平319番地2 メゾン・プラス202号 破産者 笠原 仁(旧姓片山)	
1 決定年月日 令和7年6月12日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
岡山地方裁判所倉敷支部破産係	
令和7年(フ)第367号 東京都国分寺市日吉町3丁目28番地22 破産者 箱崎 祥治	
1 決定年月日 令和7年6月13日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
岡山地方裁判所倉敷支部破産係	
令和7年(フ)第253号 新潟市西蒲区石瀬2953番地 破産者 宝山酒造株式会社	
1 決定年月日 令和7年6月13日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで	
5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	
新潟地方裁判所民事部	

令和6年(フ)第98号 長野県下高井郡木島平村大字往郷5673番地1 破産者 有限会社丸泰よしかわ
1 決定年月日 令和7年6月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第173号 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2054番地 破産者 有限会社渋白銀屋旅館
1 決定年月日 令和7年6月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第733号 静岡市葵区南2丁目7番36号、商業登記簿上の本店所在地静岡市葵区南1541番地の27 破産者 有限会社パル
1 決定年月日 令和7年6月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第146号 山口県下関市上新地町3丁目6番3号 破産者 増井印刷有限会社
1 決定年月日 令和7年6月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第81号 名古屋市名東区大針3丁目254番地、従前の住所名古屋市名東区梅森坂5丁目101番地の53 破産者 Rose Catteryこと 吉田夏子
1 決定年月日 令和7年6月12日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産者から破産法218条1項1号による破産手続廃止の申立てがあつたので、これを相当と認める。
名古屋地方裁判所民事第2部

<b>破産手続終結及び免責許可決定</b>	
<b>令和6年(フ)第892号</b>	
福岡県春日市須玖北7丁目93番地 エクレール春日1003号	破産者 ワイン屋式丁目こと 山田 健一 1 決定年月日 令和7年6月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部	福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和6年(フ)第1980号</b>	
福岡市博多区須崎町3番16-1002号 サヴォイリトリートハウス	破産者 辻 恵一 1 決定年月日 令和7年6月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部	福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和6年(フ)第1577号</b>	
福岡市西区北原2丁目5番7-207号 グランヒルズ学園通り	破産者 雲井 已恵(旧姓福田) 1 決定年月日 令和7年6月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部	福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和5年(フ)第193号</b>	
相模原市中央区冰川町3番13号 フローラマンション冰川201、破産手続開始決定時の住所相模原市中央区相模原1丁目4番6号 レアシス相模原駅前501号	破産者 中村 弥 1 決定年月日 令和7年6月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部	横浜地方裁判所相模原支部

<b>令和6年(フ)第51号</b>	福岡県築上郡上毛町大字下唐原821-1、住民票上の住所大分県中津市大字万田611番地 2 破産者 今洲 栄司 1 決定年月日 令和7年6月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	<b>令和6年(フ)第941号</b>	福岡県春日市若葉台東3丁目29番地 大産春日ビル201号 破産者 夏井 優志 1 決定年月日 令和7年6月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	<b>令和6年(フ)第153号</b>	長野県下高井郡木島平村大字往郷5673番地1 破産者 芳川 晴彦 1 決定年月日 令和7年6月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和6年(フ)第237号</b>	福岡地方裁判所行橋支部破産係	<b>令和6年(フ)第1843号</b>	福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和6年(フ)第573号</b>	長野地方裁判所民事部破産係
長野市稻里1丁目23番地3、旧住所長野市西和田1丁目14番8-101号 グリーン松ノ木 101 破産者 小林 一 1 決定年月日 令和7年6月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	福岡地方裁判所第4民事部	福岡市古賀市今之庄1丁目28番24号 リバーサイド川寄202号 破産者 中田 美雪 1 決定年月日 令和7年6月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	静岡市葵区建穂1丁目6番14-106号、旧住所静岡市葵区柳町47番地の2 破産者 久保田照正 1 決定年月日 令和7年6月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	静岡地方裁判所民事第2部	静岡地方裁判所民事第2部
<b>令和6年(フ)第156号</b>	長野地方裁判所民事部破産係	<b>令和5年(フ)第384号</b>	福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和4年(フ)第38号</b>	京都府舞鶴市字魚屋206番地、破産手続開始決定時の住所京都府舞鶴市字七日市10番地 破産者 藤田 尚也 1 決定年月日 令和7年6月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡県御殿場市二枚橋29番地の4 サン・メゾン205、開始決定時の住所静岡県御殿場市茱萸沢1271番地の5 センカハイツⅡ 12 破産者 山梨 一徳 1 決定年月日 令和7年6月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	大分県大分市須賀1丁目1番32号 フローラアキ102、開始決定時の住所宮崎県西都市大字三宅2232番地 ソラティオ・ファウストⅠ 203 破産者 仁平 篤志 1 決定年月日 令和7年6月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	宮崎地方裁判所破産係	京都府舞鶴市字魚屋206番地、破産手続開始決定時の住所京都府舞鶴市字七日市10番地 破産者 藤田 尚也 1 決定年月日 令和7年6月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	京都地方裁判所舞鶴支部破産係
<b>令和5年(フ)第2164号</b>	兵庫県宝塚市宝梅1丁目10番17号、事業所所在地大阪市北区大淀中5-14-1-102 破産者 クライムこと 平田 滿 1 決定年月日 令和7年6月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	<b>令和6年(フ)第196号</b>	青森県むつ市大平町40番8号 ピューグランドールB棟21号 梶原方、開始決定時の住所青森県むつ市大字田名部字落野沢46番地6 破産者 濱田 達哉 1 決定年月日 令和7年6月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	<b>令和6年(フ)第85号</b>	山口県周南市大字安田1614番地 破産者 末廣 透 1 決定年月日 令和7年6月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
相模原市中央区冰川町3番13号 フローラマンション冰川201、破産手続開始決定時の住所相模原市中央区相模原1丁目4番6号 レアシス相模原駅前501号	横浜地方裁判所相模原支部	大阪地方裁判所第6民事部	青森地方裁判所民事部破産係	山口地方裁判所周南支部	山口地方裁判所周南支部

**令和6年(フ)第154号**  
山口県下関市汐入町44番7号、開始決定時の住所山口県下関市大坪本町30番46号  
破産者 山本 克也  
1 決定年月日 令和7年6月16日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　山口地方裁判所下関支部破産係  
**破産債権の届出期間及び一般調査期日**  
**令和7年(フ)第143号**  
兵庫県西宮市江上町8番12-401号  
破産者 原 優斗  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月19日午前10時30分  
令和7年6月16日  
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係  
**令和5年(フ)第62号**  
長野県佐久市岩村田2282番地1 コーポレス ハヤシ3  
破産者 清水 繁  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月10日午前10時30分  
令和7年6月17日 長野地方裁判所佐久支部  
**令和7年(フ)第160号**  
札幌市東区東雁来町300番地285  
破産者 森 浩之  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月11日午前10時45分  
令和7年6月16日  
　　札幌地方裁判所民事第4部  
**令和6年(フ)第389号**  
岐阜県関市池尻1684番地5  
破産者 株式会社ディーアート  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月19日午前10時30分  
令和7年6月13日 岐阜地方裁判所

**令和6年(フ)第94号**  
新潟県妙高市広田町11番8号  
破産者 内田 史哉  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月29日午後1時25分  
令和7年6月16日 新潟地方裁判所高田支部  
**令和6年(フ)第581号**  
大分市大字宮崎1548番地の92  
破産者 後藤 成記  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月19日午前10時  
令和7年6月16日  
　　大分地方裁判所民事第1部破産再生係  
**令和6年(フ)第370号**  
岐阜県羽島郡笠松町門間544番地の2 (プレミールカドマ 202号室)、申立時の住所岐阜県羽島郡笠松町北及1912番地の2  
破産者 今枝 悠也  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月9日午後2時  
令和7年6月17日 岐阜地方裁判所  
**令和5年(フ)第2428号**  
岐阜市加納天神町4丁目39番地 プラセシオン加納天神1201号室、開始決定時の住所名古屋市中区栄1丁目20番10号 グランアベニュー栄1309号  
破産者 美容皮膚科しらゆきクリニックこと 豊田 吉統  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで  
2 一般調査期日 令和7年10月21日午後3時  
令和7年6月12日  
　　名古屋地方裁判所民事第2部  
**令和6年(フ)第56号**  
兵庫県南あわじ市北阿万伊賀野911番地1  
破産者 阿部 芳久  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月22日午後3時30分  
令和7年6月16日  
　　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**令和6年(フ)第5660号**  
大阪府四條畷市清滝中町11番12号、前住所兵庫県三田市すずかけ台3丁目5番地4 12棟601号  
破産者 福本 崇  
1 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月25日午後1時30分  
令和7年6月16日  
　　大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(フ)第10号**  
兵庫県豊岡市庄境1198番地  
破産者 小田垣 清  
1 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月30日午前11時30分  
令和7年6月11日  
　　神戸地方裁判所豊岡支部破産係  
**令和6年(フ)第371号**  
佐賀市諸富町大字山領773番地8  
破産者 有限会社アラキ  
1 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月11日午後3時40分  
令和7年6月16日  
　　佐賀地方裁判所民事部破産係  
**免責許可申立てに関する意見申述期間**  
**令和6年(フ)第3566号**  
東京都新宿区新宿1丁目36-5-902  
破産者 一村 勇次  
免責意見申述期間 令和7年8月26日まで  
令和7年6月16日  
　　東京地方裁判所民事第20部  
**特別清算開始**  
**令和7年(ヒ)第1003号**  
山形県寒河江市中央工業団地156番地の8  
清算株式会社 東北重研工業株式会社  
代表清算人 伊藤 政一  
1 決定年月日 令和7年6月11日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ぜる。  
　　山形地方裁判所民事部

**令和7年(ヒ)第6号**  
愛知県安城市篠目町3丁目23番地4  
清算株式会社 株式会社サンローレン  
代表清算人 神谷 久夫  
1 決定年月日 令和7年6月10日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ぜる。  
　　名古屋地方裁判所岡崎支部  
**令和7年(ヒ)第17号**  
京都市中京区烏丸通六角下ル七觀音町623  
清算株式会社 株式会社たんばら園  
代表清算人 南川 昌孝  
1 決定年月日 令和7年6月10日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ぜる。  
　　京都地方裁判所第5民事部  
**令和7年(ヒ)第2号**  
兵庫県宝塚市小林5丁目5-47  
清算株式会社 コンフィット株式会社  
代表清算人 尾添 純一  
1 決定年月日 令和7年6月11日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ぜる。  
　　神戸地方裁判所伊丹支部  
**特別清算終結**  
**令和6年(ヒ)第6号**  
長野県佐久市北川525番地52  
清算株式会社 株式会社アイデーイー  
1 決定年月日 令和7年6月6日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
　　長野地方裁判所佐久支部  
**令和5年(ヒ)第1013号**  
名古屋市緑区大高町字杣前39番地  
清算株式会社 光貴組運輸株式会社  
1 決定年月日 令和7年6月12日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
　　名古屋地方裁判所民事第2部  
**令和6年(ヒ)第7号**  
滋賀県草津市野路8丁目5番29号  
清算株式会社 株式会社草津バイクギャラリー  
1 決定年月日 令和7年6月12日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
　　大津地方裁判所民事部

**包括的禁止命令****令和7年(再)第1号**

宮崎市江平東1丁目8番40号

再生債務者 株式会社桜屋酒店

主文 本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、全ての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

令和7年6月13日 宮崎地方裁判所民事部

**監督命令取消****令和7年(再)第1号**

宮崎市江平東1丁目8番40号

再生債務者 株式会社桜屋酒店

主文 令和7年1月31日にした監督命令を取り消す。

令和7年6月13日 宮崎地方裁判所民事部

**再生計画認可****令和6年(再)第33号**

東京都港区新橋3丁目8番8号リバティ8ビル4階

再生債務者 株式会社c l u t c h c o m m u n i c a t i o n

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和7年6月11日

東京地方裁判所民事第20部

**再生手続廃止及び保全管理命令****令和7年(再)第1号**

宮崎市江平東1丁目8番40号

再生債務者 株式会社桜屋酒店

1 主文 本件再生手続を廃止する。  
保全管理人による管理を命ずる。  
2 保全管理人 宮崎市旭1-8-19 楠並木ビル2階 洲崎法律事務所 弁護士 洲崎 達也  
3 廃止の理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。

令和7年6月13日 宮崎地方裁判所民事部

**小規模個人再生による再生手続開始****令和7年(再イ)第16号**

茨城県守谷市本町3907番地の3

再生債務者 小向 駿

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月15日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

**令和7年(再イ)第13号**

群馬県高崎市中尾町767番地12 リザイア301号

再生債務者 鈴木 法子

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで

前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年(再イ)第26号**

川崎市川崎区日進町24番地6 スクエアシティ川崎 303

再生債務者 泉谷 涼

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(再イ)第7号**

静岡県駿東郡清水町新宿183番地の3

再生債務者 斎藤 恭司

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月1日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(再イ)第184号**

大阪府東大阪市長田東1丁目3番19-413号

再生債務者 甲斐 誠

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月1日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第204号**

大阪府豊中市寺内2丁目11番11-205号

再生債務者 松本 大智

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月1日まで

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第120号**

福岡市博多区博多駅南3丁目10番13-501号

エンクレスト博多駅南G R A C E

再生債務者 小暮 弘人

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第13号**

福岡県行橋市大字吉国685番地1 HOWD Y101号

再生債務者 上田 優

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで

福岡地方裁判所行橋支部再生係

**令和7年(再イ)第26号**

大分市大字志生木1329番地の3

再生債務者 高橋 恒治

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月15日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

<b>令和7年（再イ）第3号</b>	岩手県釜石市大字平田第2地割3番地34 再生債務者 山崎 克明 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月12日まで 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係
<b>令和7年（再イ）第18号</b>	群馬県前橋市富士見町時沢225番地1 再生債務者 安西 朋恵 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月18日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年（再イ）第41号</b>	東京都府中市住吉町3丁目50番地の26 再生債務者 萩原 健 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月18日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年（再イ）第44号</b>	東京都清瀬市梅園3丁目1番32-2号 再生債務者 煙山 倔 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月18日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年（再イ）第12号</b>	静岡県伊豆の国市古奈120番地の4 再生債務者 古屋 芳典 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

<b>令和7年（再イ）第1号</b>	3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月4日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
<b>令和7年（再イ）第18号</b>	静岡県富士市三ツ沢318番地の12 再生債務者 高瀬 匠史 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月31日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係
<b>令和7年（再イ）第11号</b>	三重県龜山市布気町788番地25 再生債務者 三谷 清高 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月4日まで 津地方裁判所再生係
<b>令和7年（再イ）第19号</b>	三重県鈴鹿市竹野2丁目4番2号 マウンテンサイドII102（前住所）三重県四日市市城東町11番12号 レオパレスシスル104 再生債務者 宮内 大輔 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで 津地方裁判所再生係
<b>小規模個人再生による再生計画不認可</b>	<b>令和6年（再イ）第24号</b> 群馬県太田市沖野町169番地9 再生債務者 菊地 康夫 1 主文 本件再生計画を認可しない。 2 理由の要旨 令和7年6月2日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法202条2項2号に定める事由がある。 令和7年6月17日 前橋地方裁判所太田支部

<b>小規模個人再生による再生手続廃止</b>	<b>令和6年（再イ）第26号</b> 千葉県匝瑳市八日市場イ453番地596 再生債務者 石崎 賢一 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年6月13日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
<b>令和7年（再イ）第4号</b>	<b>令和7年（再イ）第4号</b> 長野県松本市大字島内4619番地1 再生債務者 山村 公章 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年6月16日 長野地方裁判所松本支部
<b>給与所得者等再生による再生手続開始</b>	<b>令和7年（再口）第1号</b> 釣路市住之江町11番1202号 住之江団地DH6-1202号室 再生債務者 近藤 洋一 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで 釣路地方裁判所民事部
<b>令和7年（再口）第2号</b>	<b>令和7年（再口）第2号</b> 川崎市幸区南幸町2丁目60番地3 プロスペクト川崎 903 再生債務者 新村佳奈子 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月12日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>給与所得者等再生による再生計画認可</b>	<b>令和7年（再口）第1号</b> 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字後寺55番地6 シーズハイツA202、前住所 福島県伊達市保原町字油谷地12番地12 再生債務者 山下 克文 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後2時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 令和7年6月17日 福島地方裁判所白河支部再生係

<b>3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月13日まで 　　福島地方裁判所白河支部再生係</b>
<b>給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取</b>
<b>令和7年（再口）第1号</b> 栃木県佐野市堀米町3971番地3 サニーヒル上戸戸305 再生債務者 新里 慶喜 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月4日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月16日 宇都宮地方裁判所足利支部
<b>令和6年（再口）第4号</b> 大分市大字上宗方1156番地の1 オネスティーM102 再生債務者 安達 直人 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月30日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月16日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和6年（再口）第2号</b> 盛岡市北飯岡4丁目14番28号 再生債務者 松森 啓介 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月16日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月17日 盛岡地方裁判所第2民事部
<b>給与所得者等再生による再生計画認可</b>
<b>令和7年（再口）第1号</b> 宮城県宮城郡松島町桜渡戸字真言16番地の3 再生債務者 佐々木秀光 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月12までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月17日 仙台地方裁判所第4民事部

**令和7年(再口)第1号**  
 京都府南丹市園部町木崎町東川端18番地1  
 メゾンクロシェ102号  
 再生債務者 城本 義博  
 1 主文 本件再生計画を認可する。  
 2 理由の要旨 令和7年6月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
 令和7年6月17日  
 京都地方裁判所園部支部再生係  
**所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告**  
 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

**令和6年(チ)第1023号**  
 東京都千代田区神田富山町30番地1  
 申立人 オリンピックイン株式会社  
 住所・居所 不明  
 (亡小澤彌生の最後の住所)埼玉県入間郡毛呂山町前久保南3丁目29番地25  
 (不動産登記記録上の亡小澤玲子の住所)板橋区三園1丁目8番5号  
 所在等不明共有者 亡小澤玲子相続人亡小澤彌生相続財産  
 住所・居所 不明  
 (不動産登記記録上の住所)中央区勝どき1丁目1番1-1230号  
 所在等不明共有者 濵谷 龍夫  
 届出期間満了日 令和7年10月14日  
 令和7年6月12日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録  
 (一棟の建物の表示)  
 所在 港区南麻布1丁目112番地27  
 建物の名称 オリンピック・イン麻布  
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階附11階建  
 床面積 1階 180.92平方メートル  
 2階 221.36平方メートル  
 3階 195.89平方メートル  
 4階 195.89平方メートル  
 5階 195.89平方メートル  
 6階 195.89平方メートル  
 7階 195.89平方メートル  
 8階 195.89平方メートル  
 9階 195.89平方メートル  
 10階 195.89平方メートル  
 11階 195.89平方メートル  
 地下1階 207.02平方メートル  
 (敷地権の目的である土地の表示)  
 土地の符号 1  
 所在及び地番 港区南麻布1丁目112番27  
 地目 宅地  
 地積 360.81平方メートル  
 (専有部分の建物の表示)  
 家屋番号 南麻布1丁目112番27の704  
 建物の名称 704  
 種類 居宅  
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建  
 床面積 7階部分 11.19平方メートル  
 (敷地権の表示)  
 土地の符号 1  
 敷地権の種類 所有権  
 敷地権の割合 10000分の84  
 (所在等不明共有者 亡小澤玲子相続人亡小澤彌生相続財産の共有持分 14分の1)  
 (所在等不明共有者 濱谷 龍夫の共有持分 14分の1)

**令和7年(チ)第8号**  
 愛知県瀬戸市暁町3番91  
 申立人 誠美社工業株式会社  
 住所・居所 不明  
 (不動産登記記録上の住所)東京都渋谷区代々木二丁目23番1-1402号  
 所在等不明共有者 福岡 勇  
 届出期間満了日 令和7年10月14日  
 令和7年6月11日 名古屋地方裁判所

(別紙) 物件目録  
 1 所在瀬戸市品野町四丁目  
 地番 644番1  
 地目 山林  
 地積 306平方メートル  
 所在等不明共有者の持分 306分の22  
 2 所在瀬戸市品野町四丁目  
 地番 644番8  
 地目 山林  
 地積 48平方メートル  
 所在等不明共有者の持分 48分の11

**令和7年(チ)第3号**  
 兵庫県明石市大久保町ゆりのき通2丁目3番地の5-4-1304号  
 申立人 北口 寛人  
 住所・居所 不明  
 (不動産登記記録上の住所)明石市二見町東二見390番地  
 所在等不明共有者 大谷 茂義  
 届出期間満了日 令和7年9月30日  
 令和7年6月10日 神戸地方裁判所明石支部  
 (別紙) 物件目録  
 所在 明石市二見町東二見字原寺  
 地番 352番6  
 地目 宅地  
 地積 23.52平方メートル

**所有者不明土地管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和7年(チ)第5号**  
 群馬県伊勢崎市境木島564-1  
 申立人 橋本 勝善  
 住所・居所 不明  
 所有者 小暮 六衛  
 届出期間満了日 令和7年8月12日  
 令和7年6月12日 前橋地方裁判所  
 (別紙) 物件目録  
 1 所在 伊勢崎市境木島字本郷  
 地番 甲605番  
 地目 宅地  
 地積 66.11平方メートル  
 地目 墓地  
 地積 13平方メートル

2 所在 伊勢崎市境木島字本郷  
 地番 乙605番  
 地目 墓地  
 地積 13平方メートル  
**令和7年(チ)第3号**  
 東京都千代田区霞が関1-1-1  
 申立人 国  
 (不動産登記記録上の住所)横浜市保土ヶ谷区新井町350番地  
 所有者 石橋紀代子  
 届出期間満了日 令和7年7月25日  
 令和7年6月11日 静岡地方裁判所富士支部  
 (別紙) 物件目録  
 所在 富士宮市栗倉字大荒間  
 地番 2716番136  
 地目 山林  
 地積 496平方メートル  
**令和7年(チ)第3号**  
 愛媛県今治市中日吉町2丁目1番30号  
 申立人 長野 節子  
 住所・居所 不明  
 (不動産登記記録上の住所)不明  
 所有者 長野吉太郎  
 届出期間満了日 令和7年8月11日  
 令和7年6月11日 松山地方裁判所今治支部  
 (別紙) 物件目録  
 1 所在 今治市別名字柳  
 地番 465番3  
 地目 道路  
 地積 9.91平方メートル  
 2 所在 今治市別名字柳  
 地番 465番4  
 地目 道路  
 地積 9.91平方メートル  
**令和7年(チ)第4号**  
 北九州市小倉北区昭和町14番20号  
 申立人 株式会社創建  
 住所・居所 不明  
 (不動産登記記録上の住所)福岡市博多区東光寺町2丁目4番18-201号  
 所有者 岡島 幸子  
 届出期間満了日 令和7年8月13日  
 令和7年6月13日  
 福岡地方裁判所第4民事部  
 (別紙) 物件目録  
 所在 太宰府市大字北谷字夕内  
 地番 1116番37  
 地目 原野  
 地積 206平方メートル

令和7年(子)第3号 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 申立人 国 共有者全員につき、住所・居所 不明 共有者 木野 兵八 共有者 豊永 平六 共有者 大童 金七 共有者 石橋 伝七 共有者 田中 伝七 共有者 森川 茂七 共有者 森山 段七 共有者 川辺 懇七		届出期間満了日 令和7年8月22日 令和7年6月12日 熊本地方裁判所人吉支部 (別紙) 物件目録 所在地 球磨郡五木村甲字溝口 地番 3582番 墓地 地積 85平方メートル 共有者 木野 兵八の共有持分 10分の1 共有者 山下 伝十の共有持分 10分の1 共有者 豊永 平六の共有持分 10分の1 共有者 大童 金七の共有持分 10分の1 共有者 大石 石橋 伝七の共有持分 10分の1 田中 伝七の共有持分 10分の1 森川 茂七の共有持分 10分の1 森山 段七の共有持分 10分の1 川辺 懇七の共有持分 10分の1		令和6年(子)第4号 那覇市牧志3丁目21番1号 申立人 伊佐 敬多 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所)(記載なし) 所有者 不明(管理者琉球政府) 届出期間満了日 令和7年8月12日 令和7年6月11日 那覇地方裁判所 (別紙) 物件目録 1 所在 那覇市牧志3丁目 地番 336番 地目 宅地 地積 103.05平方メートル	
<b>合併公知</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 効力発生日は令和七年七月二十八日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年五月二十五日、乙の社員総会の承認決議は令和七年六月五日に終しておあります。		<b>合併公知</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 効力発生日は令和七年七月二十八日であり、両社の総社員の同意は令和七年六月三十日を予定しております。		<b>合併公知</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 効力発生日は令和七年八月一日であり、両社の総社員の同意は令和七年六月三十日を予定しております。	
(甲) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和七年1月十七日 掲載頁 六十二頁(号外第九号)		(甲) 株式会社NVC 代表取締役 久野 幹雄 (乙) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和六年十二月十六日 掲載頁 八十八頁(号外第一九〇号)		(甲) 株式会社創童舎 代表取締役 野原 昌之 (乙) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和六年十二月十六日 掲載頁 八十六頁(号外第一三二号)	
<b>合併公知</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。		<b>合併公知</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。		<b>合併公知</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。	
(甲) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和七年6月25日 掲載頁 七十一頁(号外第一三三号)		(甲) 共同製本株式会社 代表取締役 小澤 尚郎 (乙) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和七年6月16日 掲載頁 七十一頁(号外第一三三号)		(甲) 株式会社美松堂 代表取締役 小澤 尚郎 (乙) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和七年6月25日 掲載頁 七十一頁(号外第一三三号)	
<b>合併公知</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の総社員の同意は令和七年六月三十日を予定しております。		<b>合併公知</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の総社員の同意は令和七年六月三十日を予定しております。		<b>合併公知</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の総社員の同意は令和七年六月三十日を予定しております。	
(甲) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和七年6月22日 掲載頁 一七一頁(号外第一三三号)		(甲) 株式会社ファーマリーネク 代表取締役 根本 聰 (乙) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和七年三月二十七日 掲載頁 五十四頁(号外第六十七号)		(甲) 株式会社NVC 代表取締役 久野 幹雄 (乙) 株式会社クローバー 代表取締役 松枝 秀和	



## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設するディライトワークス・キャピタル株式会社（住所 東京都港区六本木六丁目一〇番一号）に対して当社の投資事業に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和6年12月12日

掲載頁 二頁

令和7年6月二十五日  
東京都港区六本木六丁目一〇番一号

新設分割公告  
代表取締役 庄司 顕仁  
当社は、新設分割により新設するディライトワークス株式会社

Tech（住所東京都港区西新橋三丁目七番一号）に對して当社の車載関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社は、新設分割の承認決議は令和7年6月二十一日に終了しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。  
令和7年6月二十五日  
東京都港区西新橋三丁目七番一号  
株式会社ジャパンディスプレイ  
代表執行役社長CEO 明間 純  
組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社トライロとし、効力発生日は令和7年7月三十一日です。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
令和7年6月二十五日  
札幌市手稲区星置南一丁目一番三号  
合同会社トライロ  
代表社員 中村 天飛

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十五日  
東京都港区南青山四一八一二一四〇一  
合同会社サイトウ  
代表社員 齋藤 優太

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十五日  
東京都港区渋谷二一九一五宮益坂ビルディング六〇九  
Solaris Works 合同会社  
代表社員 松井 理泰  
組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十五日  
滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地  
エンゼルランプホールディング合同会社  
代表社員 SFホールディングス株式会社  
職務執行者 湯森 猛

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十五日  
大阪府吹田市豊津町二一三九一三〇二号  
合同会社ラーメン総合研究所  
代表社員 株式会社indigo  
職務執行者 末松 佑基  
組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十五日  
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号虎ノ門タワーズオフィス一七階  
株式会社APP3  
代表取締役 印東 徹

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を八億一千三百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十五日  
東京都中央区日本橋兜町一三番一号  
GVE株式会社  
代表取締役 房 広治  
組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十五日  
三重県員弁郡東員町大字山田二八一五番地  
合資会社伊藤秀鉄工所  
代表社員 伊藤 英俊  
組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十五日  
沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目七番二五号  
ファムプロパーティー合同会社  
代表社員 渡久川 剛  
資本金の額の減少公告  
当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を二億一千萬一円減少し九千万円とするにいたしました。

ただし、当該募集株式の発行により当社の資本金の額が三億一円を上回る場合は、当該上回る資金の額についても同額分減少することにより、最終的な資本金の額を九千万円といたします。  
効力発生日は令和7年七月三十日であり、株主総会の決議は令和7年七月三十日に予定しております。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十五日  
滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地  
エンゼルランプホールディング合同会社  
代表社員 SFホールディングス株式会社  
職務執行者 湯森 猛

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十五日  
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号虎ノ門タワーズオフィス一七階  
株式会社APP3  
代表取締役 印東 徹

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を八億一千三百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十五日  
東京都中央区日本橋兜町一三番一号  
GVE株式会社  
代表取締役 房 広治  
組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十五日  
横浜市鶴見区鶴見一丁目六番一号一一〇一  
有限会社松田商事  
代表取締役 松田 淳子  
組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十五日  
横浜市鶴見区鶴見一丁目六番一号一一〇一  
有限会社松田商事  
代表取締役 松田 淳子

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六万三千三百四十四円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月二十九日

掲載頁 八十三頁（号外第一一八号）

令和七年六月二十五日

大阪市中央区南船場四丁目一二番八号関西心斎橋ビル八階

TYPICA Holdings株式会社

代表取締役 後藤 将

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億九千六百三十三万六千八百二十七円、資本準備金の額を十四億九千六百三十三万六千七百三十五円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十九日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## 令和七年六月二十五日 東京都渋谷区代々木一丁目一一番二号

ライフエレメンツ株式会社  
代表取締役 木村 真也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千万円（ただし、令和七年六月一日から令和七年七月三十一日まで

の日を払込期日又は払込期間とする募集株式の發行があつた場合、当該募集株式の發行により増加する資本金の額を加算した金額）、資本準備金の額を二億三千万円（ただし、令和七年六月一日から令和七年七月三十一日までの日を払込期日又は

払込期間とする募集株式の發行により増加する資本準備金の額を加算した金額）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月二十九日

掲載頁 八十頁（号外第一一八号）

令和七年六月二十五日

東京都港区芝浦三丁目一四番六号

株式会社ビー・エス・インターナショナル  
代表取締役 濱口 直太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百八十二万五千円、資本準備金の額を三億九千九百八十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十五日 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九号

株式会社赤坂国際会計内 G C J G 5 0 A 株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百二万五千円、資本準備金の額を二千四百七十二万五千円減少し、それら令和七年七月三十一日までの日を払込期日又は

払込期間とする募集株式の發行により増加する資本準備金の額を加算した金額）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十五日 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九号 株式会社赤坂国際会計内 G C J G 5 0 A 株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二万五千円、資本準備金の額を一千七百四十七万五千円減少し、それぞれ二千五百円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十五日 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九号 株式会社赤坂国際会計内 G C J G 5 0 A 株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百八十二万五千円、資本準備金の額を三億九千九百八十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年五月十九日  
掲載頁 六十七頁（号外第一〇九号）

静岡県御前崎市港六一七八一  
号株式会社赤坂国際会計内 G C J G 5 0 A 株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千三百四十五万三千三百四十円、資本準備金の額を一億三百四十四万三千三百四十円減少し、それぞれ一千万円、零円と

することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年五月二十九日  
掲載頁 四十五頁（号外第一三〇号）

株式会社SAKIYOMI 代表取締役 吉田 瞳史

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二万五千円、資本準備金の額を一千七百四十七万五千円減少し、それぞれ一千円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十五日 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九号 株式会社赤坂国際会計内 G C J G 5 0 A 株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百八十二万五千円、資本準備金の額を三億九千九百八十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十五日  
掲載頁 六十七頁（号外第一〇九号）

株式会社ブランツク 代表取締役 山下 晴道

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千三百四十五万三千三百四十円、資本準備金の額を一億三百四十四万三千三百四十円減少し、それぞれ一千万円、零円と

することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年五月十九日  
掲載頁 六十七頁（号外第一〇九号）

株式会社由田 代表取締役 杉浦 美加

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもつて、その所有する株式一株を二〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十五日 京都市伏見区下鳥羽南三町一二番地

株式会社由田 代表取締役 杉浦 美加

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十五日 名古屋市港区明正一丁目一五五番 株式会社三研 代表取締役 梶 祐輔

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十五日

名古屋市中区丸の内三丁目十一番九号

中北薬品株式会社  
代表取締役社長 中北 馨介

合併につき株券等提出公告

当社は、吉田食品工業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十五日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

株式会社 G J 3  
代表取締役 大橋 秀平

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社アルマリンクと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年七月三十日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

株式会社クローバー  
代表取締役 松枝 秀和

合併につき株券等提出公告

当社は、吉田食品工業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十五日

香川県高松市香南町岡五八番地

株式会社ニュー・ボバイ  
代表取締役 林 和彦

合併につき株券等提出公告

当社は、吉田食品工業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十五日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二四番一号

(甲) 株式会社東急百貨店  
代表取締役 大石 次則

合併につき株券等提出公告

本籍群馬県高崎市箕郷町生原五・八番地一、最後の住所群馬県高崎市本郷町一九八三番地二、被相続人亡 山口 世展右被相続人は令和七年一月三十日死亡し、その相続人は令和七年五月二十三日前橋家庭裁判所高崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申出がないときは弁済から除外します。

令和七年六月二十五日

群馬県高崎市本郷一九八三番地二

相続財産清算人 山口 奏

## 吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲及び乙は、吸収分割して(以下「本吸収分割」といいます。)甲は乙の百貨店事業に係る運営管理及び一般管理機能に関して有する吸収分割契約書記載の権利義務を承継乙はそれを承継させることにいたしました。

また、左記会社のうち乙及び丙は、本吸収分割の一の効力発生を停止条件として合併し(以下「本合併」といいます。)丙は本合併の効力発生時点において乙が保有する権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

さらに、左記会社のうち丙及び丁は、本合併の効力発生を停止条件として吸収分割し(以下「本吸収分割二」といいます。)丁は本吸収分割二の効力発生時点において丙が保有する吸収分割契約書記載の法人の株式全てに係る一切の権利義務を承継し丙はそれを承継させることにいたしました。

合併」といいます。丙は本合併の効力発生時点において乙が保有する権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、左記会社のうち乙及び丙は、本吸収分割

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-kokup.jp/>

令和七年六月二十五日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公司認会計士事務所気付

G J C F 14 特定目的会社  
取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

<http://www.ko-kokup.jp/>

令和七年六月二十五日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公司認会計士事務所気付

G J C F 15 特定目的会社  
取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億七千五百萬円以内にお申し出下さい。

(丙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

(乙) <http://www.tokyu-dept.co.jp/corporate/>

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(丁) 確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十五日

東京都渋谷区宇田川町三七番五号

(甲) T K 百貨店準備株式会社  
代表取締役 大石 次則

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億七千五百萬円以内にお申し出下さい。

(乙) 株式会社東急百貨店  
代表取締役 大石 次則

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.web-public-notice.jp/>

令和七年六月二十五日

東京都渋谷区南平台町五番六号

(丙) 東急株式会社  
代表取締役 堀江 正博

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千三百二十七万三千九百九十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

<https://www.web-public-notice.jp/>

令和七年六月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二一一番一〇一二〇

正 読

## 確定給付企業年金の清算公告(第三回)

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年五月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に権利を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年六月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年六月二十五日

東京都江東区木場一丁目五番一号

第一電子工業株式会社 確定給付企業年金  
清算人 小堀 資生

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

<http://www.ko-kokup.jp/>

令和七年六月二十五日

東京都江東区木場一丁目五番一号

第一電子工業株式会社 確定給付企業年金  
清算人 小堀 資生

訂正公告

平成二十三年三月一日(号外第四十号)掲載の新事務所宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七一電力ビル五階鹿島建設株式会社東北支店開発部内

富谷市成田二期北土地区画整理組合設立準備委員会(旧商号富谷町成田新事務所)宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七一電力ビル五階鹿島建設株式会社東北支店開発部内

富谷市成田二期北土地区画整理組合設立準備委員会(旧商号富谷町成田新事務所)宮城県仙台市青葉区成田市駒井野二一二番地

第二土地区画整理組合設立準備委員会会長五十嵐 匠

令和七年六月二十五日

日本空港無線サービス株式会社

代表取締役社長増澤 俊也

訂正公告

令和七年六月十七日(号外第一三三号)掲載の決算公告(枠組)中、「第4・7期決算公告」とあるは「第4・8期決算公告」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月二十五日

千葉県成田市駒井野二一二番地

日本空港無線サービス株式会社

代表取締役社長増澤 俊也

取消公告

令和七年五月十六日(号外第一〇八号)掲載の資金金の額の減少公告及び決算公告(枠組)中、資金金の額の減少公告のみ取消します。

令和七年六月二十五日

東京都江東区塩浜二丁目一四番二号

A R S 株式会社  
代表取締役 新井 英希

正 読

令和七年六月二十四日掲載の大臣は、次のとおりとなつた。

内閣総理大臣 石破 茂